

令和2年度に実施する主要事業

I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

1 若者のライフデザイン構築支援

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)次代の親の育成	地域ではぐくむ思春期の心とからだの健康支援事業	思春期の子どもたちが命や健康の大切さを実感し、思春期の健康問題に対応するスキル習得のため、赤ちゃんふれあい体験サポート事業等を実施します。	保健福祉部	健康推進課
	社会全体での子育て気運醸成	「ももっこカード」協賛店舗等と子育て家庭の双方参加型イベントの開催や、子育てガイドブックの作成・配布等を通じて、社会全体で子育てする気運を醸成します。		子ども未来課
(2)若者の結婚に関する意識醸成	若い世代への気運の醸成	結婚を意識し始める若い世代を対象としたコミュニケーション能力向上セミナーのほか、大学生を中心にライフデザインを考える講座等を開催します。		健康推進課
(3)妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供	未来のパパ&ママを育てる出前講座等事業	中高生等の若い世代へ妊孕性をはじめ妊娠、出産に関する正しい知識を普及するための出前講座や出前講座の講師の養成等を行います。	産業労働部	労働雇用政策課
(4)若者の就職支援	日本版デュアルシステム訓練事業	概ね40歳未満の求職者の方又は職業能力形成の機会の少ない求職者の方を対象に、民間教育訓練機関等(専門学校等)へ委託し、職業意識の啓発から座学による知識の習得、企業等における職場実習まで、一貫した職業訓練を実施します。	教育庁	高校教育課
	おかやま若者就職支援センター運営事業	若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスをワンストップで提供し、若者の就職支援を行います。		
	高校生キャリアサポート事業	高等学校の拠点校に外部支援員(高校生就職アドバイザー)を配置し、地域内の求人開拓、就職指導等を行います。		

2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)多様な出会いの機会の提供	おかやま出会い・結婚サポートセンター事業	結婚支援拠点「おかやま出会い・結婚サポートセンター」で運用する会員制の結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を活用し、出会いの機会を提供するとともに、結婚希望者の相談に対応するなど、総合的に結婚支援を推進します。	保健福祉部	子ども未来課
	おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト	結婚を希望しながらも出会いに恵まれない独身男女に対し、交流会など出会いの機会を提供します。また、「おかやま縁むすびネット」について、継続的な会員加入を促進するため、様々な媒体を通じて認知度向上を図ります。		
	岡山県少子化突破モデル構築支援事業	出生率の上昇に資する少子化対策を実施する市町村に対して、事業費の補助を行います。		
(2)結婚をサポートする体制の充実	(再掲)おかやま出会い・結婚サポートセンター事業	結婚支援拠点「おかやま出会い・結婚サポートセンター」で運用する会員制の結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を活用し、出会いの機会を提供するとともに、結婚希望者の相談に対応するなど、総合的に結婚支援を推進します。	総合政策局	政策推進課
	結婚新生活支援事業	経済的理由で結婚に踏み出せない方を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する市町村を支援します。		
(3)結婚・子育てに関する社会全体の気運の醸成	日本創生のための将来世代応援知事同盟	若い世代が地方で暮らし、安心して子育てできる社会の実現を目指して、加盟県による合同イベントを実施するほか、将来世代を支える社会を実現するための政策提言等を行います。	保健福祉部	子ども未来課
	(再掲)社会全体での子育て気運醸成	「ももっこカード」協賛店舗等と子育て家庭の双方参加型イベントの開催や、子育てガイドブックの作成・配布等を通じて、社会全体で子育てする気運を醸成します。		

3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援	産科・精神科の連携強化、小児科での連携強化	産婦人科、精神科等の医師、助産師等や市町村等の保健師などを対象に妊産婦を連携して支援するための技術に関する研修会を開催します。	保健福祉部	健康推進課
	おかやま妊娠・出産サポートセンター事業	妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方からの相談や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関する相談の窓口として「おかやま妊娠・出産サポートセンター」を設置します。		
	産後うつ病についての正しい知識の普及啓発	産後うつなど産婦の心身の変化に関する正しい知識の普及啓発を行います。		
	不妊治療対策事業費	不妊で悩む夫婦に対し、不妊に関する悩みや治療の相談等を行う不妊専門相談センターを設置するとともに、医療保険が適用されず高額な費用がかかる不妊治療への経済的支援を行います。		
	(再掲)産科・精神科の連携強化、小児科での連携強化	産婦人科、精神科等の医師、助産師等や市町村等の保健師などを対象に妊産婦を連携して支援するための技術に関する研修会を開催します。		
(2) 妊産婦の健康や親子を見守りはぐくむ支援	愛育委員会活動推進	母子保健を中心とした公衆衛生の向上に取り組むための愛育委員会の育成を図ります。		
(3) 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援	(再掲)産科・精神科の連携強化、小児科での連携強化	産婦人科、精神科等の医師、助産師等や市町村等の保健師などを対象に妊産婦を連携して支援するための技術に関する研修会を開催します。		
	母子保健評価事業	有効かつ適切な地域母子保健医療対策を図るため、母子保健事業にかかる情報の収集・分析・検討を行います。		
	(再掲)産科・精神科の連携強化、小児科での連携強化	産婦人科、精神科等の医師、助産師等や市町村等の保健師などを対象に妊産婦を連携して支援するための技術に関する研修会を開催します。		
	先天性代謝異常等検査事業	フェニルケトン尿症などの先天性代謝異常の病気の早期発見のため、新生児に対して採血による検査を実施します。		
	新生児聴覚検査事業	聴覚障害の早期発見・早期療育のため、新生児に対する聴覚スクリーニング検査を実施します。		
	フッ化物洗口モデル事業	むし歯有病率を低下させるため、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校を対象に集団でフッ化物洗口モデル事業を行います。		
	(再掲)地域ではぐくむ思春期の心とからだの健康支援事業	思春期の子どもたちが命や健康の大切さを実感し思春期の健康問題に対応するスキル習得のため赤ちゃんふれあい体験サポート事業等を実施します。		
	(再掲)未来のパパ&ママを育てる出前講座等事業	中高生等の若い世代へ妊孕性をはじめ妊娠、出産に関する正しい知識を普及するための出前講座や出前講座の講師の養成等を行います。		

II 乳幼児期における教育・保育の充実

1 社会全体で子育てをする気運の醸成

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 社会全体で子育てをする気運の醸成	「ももっこカード」の普及啓発	企業や市町村等とが協働して行っている「ももっこカード」の普及啓発を図り、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組みます。	保健福祉部	子ども未来課
	(再掲)社会全体での子育て気運醸成	「ももっこカード」協賛店舗等と子育て家庭の双方参加型イベントの開催や、子育てガイドブックの作成・配布等を通じて、社会全体で子育てする気運を醸成します。		

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 社会全体で子育てをする気運の醸成	岡山県子どもを健やかに生み育てる環境づくり推進協議会	子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを総合的に推進するため、官民の各種団体で構成する本協議会を設置し啓発活動等を実施します。	保健福祉部	子ども未来課
	(再掲)岡山県少子化突破モデル構築支援事業	出生率の上昇に資する少子化対策を実施する市町村に対して、事業費の補助を行います。		
(2) 地域の教育力の向上	おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
	社会教育関係団体による地域パワーアップ事業	社会教育関係団体が持つ専門性やネットワークを生かした事業を企画・実施することにより、教育課題や地域課題の解決を図ります。		

2 乳児期の保育、幼児期の教育・保育の充実等

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 子ども・子育て支援新制度の推進等	施設型給付費	市町村が確認を行った幼稚園、保育所、認定こども園に対し、その運営に必要な経費の一部を負担します。	保健福祉部	子ども未来課
	地域型保育給付費	市町村が認可を行った小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に対し、その運営に必要な経費の一部を負担します。		
	施設等利用給付費	市町村が確認を行った認可外保育施設・預かり保育事業などの施設・事業を利用した際に要する費用の一部を負担します。		
(2) きめ細かな保育の充実	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等において一時的に預かる事業を実施する市町村を支援します。		
	病児保育事業	子どもが病気の際、病院や保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を行う事業を実施する市町村を支援します。		
	延長保育事業	通常の利用日、利用時間以外に、保育所等で延長保育を行う事業を実施する市町村を支援します。		
	保育対策総合支援事業(保育体制の整備)	保育対策総合支援事業費補助金を活用し、保育士の負担軽減や保育体制の整備等に取り組む市町村を支援します。		
	認可外保育施設の質の確保事業	認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、施設職員や指導監督事務に従事する行政職員に対する研修を実施します。		
(3) 待機児童解消に向けた取組の推進	保育人材確保等対策強化事業	保育士の確保に向けて、保育士・保育所支援センターにおいて潜在保育士の掘り起こしと就業支援等の取組を推進します。		
	1歳からの入所緊急対策事業	待機児童解消に向けて、1・2歳児の受入を促進した保育所等への支援に取り組む市町村に対し、経費の一部を補助します。		
	待機児童等対策協議会事業	岡山県待機児童等対策協議会を設置し、県及び市町村が連携して待機児童解消に向けた取組を推進します。		
(4) 保育人材の確保と資質向上	(再掲)保育人材確保等対策強化事業	保育士の確保に向けて、保育士・保育所支援センターにおいて潜在保育士の掘り起こしと就業支援等の取組を推進します。		
	潜在保育士再就職支援事業	再就職に必要な物品等を購入する費用について、就職準備金として貸し付ける事業を行い、潜在保育士の再就職を支援します。		
	保育士養成施設連携強化事業	保育人材の確保に向けて、保育士等への就業支援や離職防止に向けた取組を、保育士養成校と連携して推進します。		
	保育士等キャリアアップ研修事業	園長・主任保育士等の下で職務にあたる保育士の、多様な課題への対応や若手の育成指導等、職務に応じた専門性の向上を図るための研修を実施します。		

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(4) 保育人材の確保と資質向上	3歳未満児保育サービス向上支援事業	3歳未満児保育に関する理解を深め、必要な知識や技術を習得するための研修を実施します。	保健福祉部	子ども未来課
	発達障害児支援保育士等研修事業	保育所等において、発達障害児への正しい支援が行える実践力の向上を図るための研修を実施します。		
	(再掲)認可外保育施設の質の確保事業	認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、施設職員や指導監督事務に従事する行政職員に対する研修を実施します。		
(5) 就学前教育の質の向上	就学前教育推進プロジェクト	教職員等の指導力向上と保幼小の円滑な接続を図ることにより、就学後の教育を見据えた就学前教育を推進します。	教育庁	義務教育課
(6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進	(再掲)施設型給付費	市町村が確認を行った幼稚園、保育所、認定こども園に対し、その運営に必要な経費の一部を負担します。	保健福祉部	子ども未来課
	(再掲)地域型保育給付費	市町村が認可を行った小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に対し、その運営に必要な経費の一部を負担します。子ども・子育て支援新制度により、子育て家庭等を対象に、市町村が地域の実情に応じて策定した市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施します。		
	(再掲)施設等利用給付費	市町村が確認を行った認可外保育施設・預かり保育事業などの施設・事業を利用した際に要する費用の一部を負担します。		

3 地域ぐるみの子育て支援の推進

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 子育て支援ネットワークの充実	民生委員・児童委員協議会の活動促進	もっとも地域に密着した活動を行う地区民生委員協議会が行う研修事業に対して助成し、民生委員・児童委員の資質の向上を図るとともに、協力体制を整えることにより、地域住民の福祉ニーズへのきめ細かく適切な対応を図ります。	保健福祉部	保健福祉課 子ども家庭課
	民生委員・児童委員の研修会の実施	民生委員・児童委員活動を進めるにあたって必要な知識、役割及び地域社会における問題等について研修会を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上、相互理解の促進に努めます。		
	(再掲)愛育委員会活動推進	母子保健を中心とした公衆衛生の向上に取り組むための愛育委員会の育成を図ります。		健康推進課
	ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村を支援します。		子ども未来課
	子育て大学・地域ふれあい事業	大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用し、産・学・民・官の協働による子育て支援ネットワークの強化や情報発信を図ります。		
(2) ふれあいの拠点づくり	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談や情報提供、助言等を行う事業を実施する市町村を支援します。		
(3) 地域における人材の養成・確保	幼児期のスポーツ指導者の資質向上	幼児期における運動体験の充実のため、保育士やスポーツ推進委員、スポーツ少年団指導者等を対象とした研修会等を開催します。	環境文化部	スポーツ振興課
	子育て支援員研修事業	地域子育て支援拠点等で従事する子育て支援員を対象に、各種研修会等を実施します。	保健福祉部	子ども未来課
(4) 経済的支援の推進	子育てのための施設等利用給付費県費負担金	幼児教育の無償化に要する費用の一部を負担します。	総務部	総務学事課
	小児医療費公費負担制度	小児の健康の保持・増進を図るため、小児の医療費について、自己負担分の一部を助成します。	保健福祉部	健康推進課
	第3子以降保育料無償化事業	国制度とは別に、第3子以降の0～2歳児の保育料の無償化又は軽減措置の拡大に取り組む市町村に対し、必要な経費の一部を補助します。		子ども未来課

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(4)経済的支援の推進	児童手当	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給します。	保健福祉部	子ども家庭課

Ⅲ 子どもと若者の成長を支援する環境の充実

1 学校教育の推進と家庭の教育力の向上

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)学校教育の推進	幼稚園の子育て活動の推進	幼稚園が地域の幼児教育センターとしての役割を果たせるよう、園庭、園舎の開放や幼児教育相談等を実施する私立幼稚園に助成します。	総務部	総務学事課
	預かり保育の推進	地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する園児を対象に、通常教育時間の終了後に預かり保育を実施する私立幼稚園に助成します。		
	障害児就園対策事業(私学助成費)	特別支援教育を積極的に推進している私立幼稚園に助成します。		
	幼児教育支援事業	質の高い環境で子どもを安心して育てることができるよう、施設や設備を整備する私立幼稚園等に助成します。		
	高等学校等就学支援金	経済的理由により修学に支障をきたす私立高校生等に対し就学支援金を支給します。		
	私立高等学校納付金減免補助金	経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対して納付金減免を行う私立高等学校に助成します。		
	奨学のための給付金	低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため奨学のための給付金を支給します。	環境文化部	新エネルギー・温暖化対策室
	環境学習エコツアー	小・中学校や子供会、町内会等の地域団体等を対象とした環境関連施設(廃棄物処理施設等)を1カ所以上見学体験する日帰りバスツアーを実施します。		
	環境学習出前講座	NPO等環境団体との協働により、学校や公民館等に出向いて地球温暖化対策や自然環境の保全等様々な環境に関する出前講座を実施します。		
	おかやま・もったいない!小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト	循環型社会の形成推進のため、県内の小学生を対象に家庭での3Rや地球温暖化防止に向けた取組を募集し、もったいない精神の普及と3Rに対する意識の高揚を図ります。		循環型社会推進課
	地域を学んでのこさずたべよう事業	大学生が地域の食材等についてフィールドワークを行い、とりまとめた教材を活用して小学生に「もったいない」「のこさずたべよう」という意識を伝える出前授業を実施することで、若い世代の食品ロス削減意識の醸成を図ります。		
	次世代ミュージアムファン開拓事業	美術館スタッフに加え、教員の研修会を行い、美術館学習における実践事例を積み上げ、児童生徒が「美術館ならではの学び」をする機会を提供します。		文化振興課
	おかやま子どもみらい塾事業	子どもたちが、「本物の文化芸術」を体験することで、文化に親しみ、文化への関心を持つきっかけづくりとするため、文化芸術の指導者を学校に派遣します。		
	つくろう・のぼそう!スポーツプロジェクト「つくるプログラム」	児童・生徒に対して、各競技の入口となる場や専門的な実技指導を受ける機会を設けます。	教育庁	スポーツ振興課
	高校生留学支援事業	生徒の留学を促進することを目的として、留学体験談を聴いたり、留学相談を行うフェアを開催するとともに、留学を行う高校生等に対し、留学経費の一部を支援します。		
	サイエンスチャレンジ	理数に興味関心が高い中・高校生に対し、理科・数学等の複数分野のチーム対抗の競技会を開催し、団体の協力して課題に取り組む機会を設け、更なる興味関心・能力伸長を図ります。		高校教育課
	(再掲)高校生キャリアサポート事業	高等学校の拠点校に外部支援員(高校生就職アドバイザー)を配置し、地域内の求人開拓、就職指導等を行います。		

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 学校教育の推進	岡山県学力・学習状況調査事業	児童生徒の学力・学習状況、学校における授業等の状況を把握するため、県独自の調査を実施します。	教育庁	義務教育課
	学力定着状況確認テスト	全国学力調査問題と県教委作成問題によるテストを行い、児童生徒の学力の定着状況を把握・分析し、教育指導の成果と課題を検証・改善します。		
	授業改革支援授業	授業改革推進リーダー等を中心とした地域ごとの課題改善に向けた取組の推進や学校経営アドバイザーによる学校の組織力の向上などを支援します。		
	放課後学習サポート事業	地域人材等を支援員として配置し、放課後等の補充学習をサポートすることで、基礎学力や学習習慣の定着を図ります。		
	道徳教育総合支援事業	本県の目指す子ども像に向け心の教育を推進します。		
	スクールカウンセラー配置事業	公立小中学校に臨床心理士等の専門家を配置し、子どもたちの心のケアや教員研修を実施します。		生徒指導推進室
	スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業	スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関等と連携しながら児童生徒の背景要因への支援を行い、問題行動等の解決を図ります。		
	就学前からのスクールソーシャルワーカー活用実践研究事業	スクールソーシャルワーカーが幼稚園等を巡回訪問し、保健福祉部局等と連携しながら就学前の子どもと家庭を支援します。		
	教育相談員配置事業	いじめや不登校の問題などを担当する教育相談員を青少年総合教育センターや県総合教育センターに配置し、電話及び面談で相談に応じます。		
	思春期サポート事業	全県立高等学校に対し、臨床心理士等を招へいし、子どもたちの心のケアや教員研修を実施します。		
	学級サポートチーム派遣事業	学級がうまく機能しなくなった公立小・中学校に対して、教員OB、児童相談所OB等による学級サポートリーダーを派遣するとともに、教育支援員を一定期間配置し、問題解決を図ります。		
	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	小学校の長期欠席・不登校対策に係る一連の流れをシステム化及び組織化することで、小学校における長期欠席・不登校の対策を着実に進め、課題の解消を図ります。		保健体育課
	みんなでチャレンジランキング	園児児童生徒の運動の習慣化を図ることを目的として、クラス等のグループ単位で様々な運動に楽しみながら挑戦し、記録をホームページ上で競います。		
	自殺予防教育推進事業	教職員を対象とした研修講座を開催し、自殺予防に関する理解の促進及び実践力向上を推進し、児童生徒自身の自殺等の危機を乗り越える力の養成を図ります。		人権教育課
	心と命のサポート事業	公立学校の児童生徒を対象として、いじめ等の問題に直面した当事者等による講演を実施し、命を大切にする教育の一層の充実を図ります。		
(2) 家庭の教育力の向上	(再掲) おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。		生涯学習課
	家庭向け教育情報誌「こころのわ」の発行	学校・家庭・地域が一体となった教育を推進するため、家庭向け教育情報誌「こころのわ」を発行し、本県の教育に関する情報提供を行います。		教育政策課
	「県立図書館フェスタ」事業	県民が読書に親しむきっかけづくりとして、講演会や公開講座、企画展示等を行い、読書活動の推進を図ります。		生涯学習課
	「ぱっちり!モグモグ」生活リズム向上キャンペーン	生活リズム向上キャンペーン週間・月間を設定し、チャレンジカードを活用した生活リズム向上の取組等を実施するなど、「早ね早おき朝ごはん」県民運動を全県的に展開し、生活リズムの向上を推進します。		
	おかやま☆子ども参観日	県庁をはじめ民間企業等において、職員の子どもの職場見学や仕事体験を行うなど、最も身近な大人である保護者の働く姿を見たり、仕事等を体験したりすることで、子どもたちの勤労観・職業観を育成します。		

2 放課後の居場所づくり

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 放課後児童クラブの充実	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等の居場所を提供し、健全育成を図る放課後児童クラブの運営等を支援します。	保健福祉部	子ども未来課
	放課後児童クラブ整備事業	市町村が実施する放課後児童クラブの整備を支援します。		
	放課後児童クラブ学びの場充実事業	放課後児童クラブにおける学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる多様な取り組みを支援します。		
	チャイルド・ケア・クラブ支援事業	国庫補助の対象にならない小規模な放課後児童クラブの運営費等を支援します。		
(2) 放課後児童支援員等の確保・育成	放課後児童支援員等研修事業(放課後児童支援員認定資格研修)	放課後児童クラブの業務に必要な知識・技能を習得するため、放課後児童支援員認定資格研修を実施します。		
	放課後児童支援員等研修事業(放課後児童支援員等資質向上研修)	放課後児童クラブの従事者の質の向上や処遇改善の支援のため、放課後児童支援員等資質向上研修を実施します。		
(3) 新・放課後子ども総合プランの推進	新・放課後子どもプラン合同研修事業	市町村が実施する放課後児童クラブ、放課後子ども教室の従事者・参画者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための合同研修会を実施します。		

3 地域・世代間交流の促進等

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 地域・世代間交流の促進	おかやまの離島で学ぶ! 小中学生島体験学習事業	県内の小中学生を対象に、島独自の自然や文化、産業の体験学習や、島の人々との交流を通じて、離島への関心や愛着心を醸成するとともに、将来の島の活性化人材としての芽を育てます。	県民生活部	中山間・地域振興課
	みどりふれあい事業	県民総参加によるみどり豊かな郷土づくりを推進するため、みどりの大会の開催、緑の募金運動、緑の少年隊等の育成、指導といった各種緑化関連事業を実施します。	環境文化部	自然環境課
	岡山県自然保護センター	各種自然観察会の開催や野外実習、講師の派遣を行い、自然とのふれあいを通じて県民の自然への理解を深め、自然保護に対する関心を深めていきます。		
	(再掲)おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
(2) 社会参加活動への支援	児童生徒人権啓発ポスター募集事業	県内の児童生徒から人権に関するポスターを募集し、児童生徒の人権についての理解を一層深めるとともに、応募作品を活用して県民への人権啓発を実施します。	県民生活部	人権施策推進課
	(再掲)おかやまの離島で学ぶ! 小中学生島体験学習事業	県内の小中学生を対象に、島独自の自然や文化、産業の体験学習や、島の人々との交流を通じて、離島への関心や愛着心を醸成するとともに、将来の島の活性化人材としての芽を育てます。		中山間・地域振興課
	トップクラブチームサポーター拡大事業	県内をホームタウンとするチームの試合等において、子どもたちが参加できる応援イベント等を開催し、スポーツに関わる機会を提供します。	環境文化部	スポーツ振興課
	つくろう・のぼそう! スポーツプロジェクト「のぼすプログラム」	各競技団体から選抜された中学生を対象に、競技レベルや発育・発達段階に応じたプログラムを提供します。		
	ステップアップおかやまアスリート事業	主に小学生から高校生年代を対象として、次世代アスリートの育成支援、競技の裾野拡大等を図ります。		

Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

1 社会的養育体制の充実

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)子どもの権利擁護の推進	子どもの権利擁護推進事業	子どもの権利擁護の観点から、弁護士等が一時保護や里親、施設を利用している子どもの意見を聴き取り、養育環境の改善等に活かす体制を構築します。	保健福祉部	子ども家庭課
(2)市町村の体制強化に向けた支援	子ども家庭総合支援拠点整備促進事業	地域のすべての子どもと家庭の相談に対応する「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進に向けて、研修会や検討会、開設準備のための補助を行います。		
(3)里親、養子縁組等の積極的な推進	里親養育包括支援事業	様々な事情により、家庭で生活できない子どもを家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解を持ち、健やかに養育する里親制度の普及啓発や里親への委託の推進、養育支援等を行います。		
(4)施設の小規模化、地域分散化、多機能化等による専門機能強化	児童養護施設小規模化推進事業	虐待等の理由により、児童養護施設を利用している子どもに、できる限り家庭的な環境の中で、きめ細やかな支援を行うため、施設の小規模・地域分散化に伴う改築等に係る経費の一部を補助します。		
	社会的養育推進計画推進事業	子どもの健やかな成長の実現に向けた児童家庭支援センターの設置促進や一時保護及びショートステイ専用居室の整備に係る経費の一部を補助します。		
(5)自立支援の充実	社会的養護自立支援事業	児童養護施設等の退所を控えた子どもや退所した子どもへ生活相談を行うとともに、自立に向けた中間ステップとなる「自立援助ホーム」の開設を支援します。		
(6)児童相談所の体制強化	児童相談所法的対応強化事業	虐待を受けた子どもの安全等を確保するため、法的対応を必要とする場合に備え、弁護士と顧問契約を締結する等により、児童相談所の体制を強化します。		

2 子ども虐待防止対策の充実

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり	子ども虐待防止強化事業	子ども虐待防止等の広報・啓発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画の公表を行い、県民の気運の醸成を図り、関係機関の取組を周知します。	保健福祉部	子ども家庭課
(2)子どもへの虐待の予防	(再掲)おかやま妊娠・出産サポートセンター事業	妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方からの相談や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関する相談の窓口として、「おかやま妊娠・出産サポートセンター」を設置します。		健康推進課
	(再掲)産科・精神科の連携強化、小児科での連携強化	産婦人科、精神科等の医師、助産師等や市町村等の保健師などを対象に妊産婦を連携して支援するための技術に関する研修会を開催します。		
(3)子どもへの虐待の早期発見・早期対応	(再掲)子ども虐待防止強化事業	子ども虐待防止等の広報・啓発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画の公表を行い、県民の気運の醸成を図り、関係機関の取組を周知します。		子ども家庭課
(4)虐待を受けた子どもと家族への援助・指導及び支援	親子関係再構築支援事業	虐待を受けた子どもや親等の家族へ医学的知見等に基づくプログラムにより、心理的側面からのケアを行う等、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を実施します。		
	県立学校等児童虐待対応研修	児童相談所、NPO等との協働により、県立学校教職員を対象とした児童虐待対応力向上のための専門的な研修を実施します。	教育庁	人権教育課
(5)子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証	重大事例の検証	虐待による死亡等の重大事例について、事実の把握を行い、子どもの視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討します。	保健福祉部	子ども家庭課

3 障害や困難を有する子ども・若者への施策の充実

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)障害のある子どもの支援	(再掲)障害児就園対策事業(私学助成費)	特別支援教育を積極的に推進している私立幼稚園に助成します。	総務部	総務学事課

3 障害や困難を有する子ども・若者への施策の充実

項 目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担当部課	
(1) 障害のある子どもの支援	障害児福祉手当	身体・知的・精神に重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする在宅の子どもに対し、障害児福祉手当を支給します。	保健福祉部	障害福祉課
	特別児童扶養手当	身体、知的又は精神に障害のある20歳未満の子どもを家庭において監護している子どもの父母又は養育者に対して支給します。		
	障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児、知的障害児、身体障害児、発達障害児及び重症心身障害者の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談が受けられる療育機能の充実を図るなど、在宅障害児等の福祉の向上を図ります。		
	心身障害者医療費公費負担制度	重度の心身障害のある人が必要な医療を容易に受けられるようにするため、医療費の一部を助成します。		
	短期入所サービス拡大促進事業	在宅で介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケアが必要な障害児者や重症心身障害児者の受け入れを行う短期入所事業所に補助を行い、地域バランスのとれたサービス環境の整備を促進します。	教育庁	特別支援教育課
	岡山県難聴児補聴器交付事業	軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発育を支援します。		
	専門指導員派遣事業	専門指導員を派遣して指導・助言を行うことで、県内の小・中学校等に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援体制を整備します。		
(2) 発達障害のある子どもの支援	高等支援学校等就労支援充実事業	就労支援コーディネーターを拠点校に配置し、高等支援学校及び特別支援学校生徒の職場実習先や就労先の開拓を進めるとともに、地域の就労支援の拠点として、高等学校で特別な支援を必要とする生徒の就労等に関する支援を行います。	保健福祉部	障害福祉課
	発達障害者支援体制整備事業(県支援体制整備事業)	都道府県における発達障害のある人の支援のあり方を検討すること等により、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。		
	発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)	乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害のある人への支援体制の整備を図るため、市町村が行う発達障害のある人への支援を推進します。		
	発達障害者支援センター運営事業	発達障害のある人に関する問題について相談に応じ助言指導を行うとともに、就労相談の実施、関係機関の連携強化等により、発達障害のある人に対する総合的な支援体制の整備を図ります。		
	発達障害者地域支援体制サポート事業	発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村等に対する調整、助言、指導等を総合的に行う機能の強化を図ります。		
	発達障害児(者)支援医師研修事業	地域の身近なかかりつけ医等を対象とした研修を実施して、早期発見・早期支援や他領域との連携による包括的支援等のための対応力の向上を図ります。		
	学齢期支援体制整備事業	発達障害の可能性のある子どもの就学期において、支援に必要な情報を小学校に確実に引き継ぐことにより、適切な支援が可能となるよう、就学前後の関係機関の連携を強化し、支援体制の構築を図ります。		
	発達障害者支援キーパーソン連携促進事業	各分野で実施される発達障害支援に係る専門研修の修了者等を「発達障害者支援キーパーソン」として登録することにより、支援に必要な多職種間連携と支援者のエンパワメントを促進します。		
	ペアレントメンター養成・派遣事業	発達障害のある子を育てた経験のある保護者が、先輩保護者の立場から、子育てに不安を持つ保護者へ相談や助言を行う活動を支援します。		
(2) 発達障害のある子どもの支援	家族支援推進事業	発達障害のある子の保護者への子育てスキル向上を目的とした、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの、身近な市町村への普及を図ります。		

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(2)発達障害のある子どもの支援	乳幼児期における関係機関連携強化事業	発達障害のある子の早期発見・早期支援を目的として、保健師、保育士、幼稚園教諭等への啓発活動を行います。	保健福祉部	障害福祉課
	就学前からの発達支援事業	幼稚園・保育所等において、4歳児を対象とした発達障害等の可能性のある子どもの早期発見・把握を行うとともに、就学前支援コーディネーター等を派遣して適切な指導・支援を行い、市町村における就学前段階の取組の充実を推進します。	教育庁	特別支援教育課
	小中学校における通級指導教室充実事業	2市町村教委を研究指定し、新しい形の通級による指導の在り方を実践研究するとともに、本事業を実施する市町村の小・中学校において、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりの充実に向けた校内研修を開催し、その成果を普及します。		
	高等学校における多様な学びの充実事業	拠点となる高等学校を中心に、ニーズのある高等学校で通級による指導を行うとともに、校内研修会等により教員の特別支援教育に関する専門性の向上に努めます。		
(3)困難を有する子どもや若者の支援	ニート脱出応援事業	国が委託設置する「地域若者サポートステーション」の運営事業者に、県事業として、若年無業者等への個別具体的な支援事業を委託し、ニート等若者の職業的自立支援を行います。	産業労働部	労働雇用政策課
	子ども・若者支援地域協議会設置促進事業	困難を有する子どもや若者への重層的、継続的な支援を行うためのネットワークづくりを、市町村に対して働きかけます。	県民生活部	男女共同参画青少年課
	子ども・若者育成支援ネットワーク構築事業	県の子ども・若者支援地域協議会である「おかやま子ども・若者サポートネット」を構成する機関・団体が密接に連携し、困難を有する子ども・若者の支援が行えるよう、ネットワークの強化に努めます。		

4 ひとり親家庭の自立支援

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)相談機能の強化	母子・父子自立支援員による相談事業	ひとり親家庭及び寡婦の子どもを養育や家計及び家事などの不安や悩みの相談を行います。	保健福祉部	子ども家庭課
	ひとり親家庭等支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。		
(2)子育て・生活支援の強化	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦で、修学等の自立促進や疾病等により、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要な世帯に対して、家庭生活支援員を派遣します。		
(3)経済的自立の支援	児童扶養手当	ひとり親家庭等、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。		
	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の父母及び寡婦に対し、事業開始資金、技能習得資金、生活資金等の各種資金の貸付を行います。		
	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	ひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。		
	養育費確保支援事業	養育費の確保を支援するため、市町村窓口等と連携した研修会の実施、母子家庭の母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる際の同行支援を行います。		
(4)就業支援の強化	(再掲)ひとり親家庭等支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。		
	自立支援給付金事業	ひとり親の母等に対し、就職に有利で生活安定に資する資格取得のための教育訓練受講費用の一部や、養成訓練の修業期間に係る訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を図ります。		

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(4) 就業支援の強化	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、経済的自立を支援します。	保健福祉部	子ども家庭課
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講経費の負担軽減を図り、学び直しを支援します。		

5 子どもの貧困対策の推進

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 教育の支援	私立高等学校等学び直し支援金	高等学校等中退者が再入学して学びなおす場合に、授業料に係る支援を行います。	総務部	総務学事課
	(再掲) 高等学校等就学支援金	経済的理由により修学に支障をきたす私立高校生等に対し就学支援金を支給します。		
	(再掲) 私立高等学校納付金減免補助金	経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対して納付金減免を行う私立高等学校に助成します。		
	(再掲) 奨学のための給付金	低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため奨学のための給付金を支給します。		
	高等教育の修学支援事業(私立専門学校授業料減免費負担金)	一定の要件を満たす私立専門学校について、低所得者世帯生徒に係る授業料・入学金の減免額を負担します。		
	(再掲) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の父母及び寡婦に対し、修学資金、就学支度資金等の各種資金の貸付を行います。	保健福祉部	子ども家庭課 障害福祉課
	進学準備給付金	生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。		
	特別支援学校就学奨励費	特別支援学校(市立特別支援学校を含む)に就学する児童生徒及び保護者に係る就学に要する経費のうち、法律及び補助金交付要綱で定められた経費を都道府県及び国がその全部又は一部を負担します。	教育庁	特別支援教育課
	(再掲) 放課後学習サポート事業	公立小中学校に地域人材等を支援員として配置し、放課後等の補充学習をサポートすることで、基礎学力や学習習慣の定着を図ります。		義務教育課
	(再掲) 高校生キャリアサポート事業	高等学校の拠点校に外部支援員(高校生就職アドバイザー)を配置し、地域内の求人開拓、就職指導等を行います。		高校教育課
	(再掲) スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業	スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関等と連携しながら児童生徒の背景要因への支援を行い、問題行動等の解決を図ります。		生徒指導推進室
	(再掲) スクールカウンセラー配置事業	公立小中学校に臨床心理士等の専門家を配置し、子どもたちの心のケアや教員研修を実施します。		
	(再掲) 思春期サポート事業	全県立高等学校に対し、臨床心理士等を招へいし、子どもたちの心のケアや教員研修を実施します。		
	要保護準要保護児童生徒援助費	県立学校の要保護及び準要保護児童生徒の、医療費の負担及び給食費の援助を行います。		保健体育課
	(再掲) おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。		生涯学習課
	定時制高等学校修学奨励費	定時制高等学校の生徒の修学を奨励するために、奨学金の貸与を行います。		高校教育課
	烏城高校夜食費	勤労青少年の高等学校の夜間定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、岡山県立烏城高等学校の夜間定時制課程に在学し、職を有するものを対象として夜食費の補助を行います。		保健体育課
	通信制高等学校修学奨励費	通信制高等学校の生徒の修学を奨励するために、奨学金の貸与を行います。		高校教育課

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 教育の支援	育英事業	経済的理由により修学困難な高校生に対して、教育の機会均等に資するため、(公財)岡山県育英会が実施する奨学金事業等に対して助成を行います。	教育庁	生涯学習課
	高等学校就学支援金	授業料に充てるための就学支援金及び学び直し支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ります。		財務課
	奨学のための給付金	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得者世帯の教育費負担軽減を図るため、奨学のための給付金を支給します。		
(2) 生活の支援	子育て短期支援事業	児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により、一時的に子どもを養育することが困難になった場合の支援を行います。	保健福祉部	子ども家庭課
	子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所づくりに関心のある者に対し、実践者からその運営ノウハウや課題等についてアドバイスしてもらうとともに、地域住民やNPO等が居場所を立ち上げる際の支援を行います。		
	大学との連携による子どもの未来応援プログラム提供事業	子どもの貧困問題に関心のある大学と県・市町村の協働により、子どもたちが様々な体験・経験ができる学習プログラムの作成、体験学習の提供などを行います。		
	児童自立生活応援事業	児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保します。		
	(再掲)ひとり親家庭等支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。		
	子どもの未来応援ネットワークによる連携ケア事業	市町村の専門職員が保育所等を巡回し、支援が必要な子どもを発見するとともに、関係者による連携ケア会議を実施し、実情に応じた支援につなげるモデル事業に対して支援を行います。		
	子どもの未来応援市町村支援チーム派遣事業	子どもの未来応援ネットワークによる連携ケア事業に取り組み市町村を県の専門職員による支援チームが伴走支援することでモデル事業の円滑な実施を図るとともに、子どもの貧困に関する研修会を開催するなどして、市町村の対応力向上を支援します。		
	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対し、就労や自立に向けての各種相談を受け、抱えている課題を評価、分析して自立支援計画を策定し、計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施します。		障害福祉課
	新規学卒者合同就職面接会開催事業	就職未内定の新規学卒者(卒業後3年以内を含む)を対象とした就職面接会の開催などにより、未内定者をフォローし、新規学卒者等の就職促進を図ります。	産業労働部	労働雇用政策課
	(再掲)おかやま若者就職支援センター運営事業	若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスをワンストップで提供し、若者の就職支援を行います。		
	(再掲)ニート脱出応援事業	国が委託設置する「地域若者サポートステーション」の運営事業者に、県事業として、若年無業者等への個別具体的な支援事業を委託し、ニート等若者の職業的自立支援を行います。		
(3) 保護者に対する就労の支援	(再掲)ひとり親家庭等支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。	保健福祉部	子ども家庭課
	(再掲)自立支援給付金事業	ひとり親の母等に対し、就職に有利で生活安定に資する資格取得のための教育訓練受講費用の一部や、養成訓練の修業期間に係る訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を図ります。		

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(3) 保護者に対する就労の支援	(再掲)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、経済的自立を支援します。	保健福祉部	子ども家庭課
	(再掲)ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講経費の負担軽減を図り、学び直しを支援します。		
	再就職促進訓練事業	就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、準備講習付き訓練を専修学校等民間教育訓練機関等へ委託して実施するとともに、託児サービス付訓練を提供します。	産業労働部	労働雇用政策課
(4) 経済的支援	(再掲)児童扶養手当	ひとり親家庭等、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	保健福祉部	子ども家庭課
	(再掲)母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の父母及び寡婦に対し、事業開始資金、技能習得資金、生活資金等の各種資金の貸付を行います。		
	(再掲)ひとり親家庭等医療費公費負担制度	ひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。		
	(再掲)養育費確保支援事業	養育費の確保を支援するため、市町村窓口等と連携した研修会の実施、母子家庭の母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる際の同行支援を行います。		

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備(ワーク・ライフ・バランス)

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 企業の意識改革への取組	女性活躍・WLB応援アドバイザー事業	社会保険労務士などの専門家を企業にアドバイザーとして派遣し、企業の実情に応じたワーク・ライフ・バランスの取組を支援します。	県民生活部	男女共同参画青少年課
	おかやま子育て応援宣言企業活性化事業	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業・事業所を「子育て応援宣言企業」として登録し、特に積極的に取り組む企業等を「アドバンス企業」に認定するなど、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。	保健福祉部	子ども未来課
	働き方改革推進事業	労働時間の短縮や多様な働き方を促進するため、フォーラムや企業交流会の開催、職場環境の改善を目指す企業に専門家を派遣するなど、企業の意識改革を支援します。	産業労働部	労働雇用政策課
(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備	仕事と家庭の両立支援	育児・介護休業法などの法律や各種支援制度を網羅したガイドブックを作成し、事業主や労働者に広く配布することにより、各種法制度の普及浸透を進めるとともに、事業主等に対し意識啓発を図ります。		
	子育て支援に取り組んでいる業者の評価	県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度を導入している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。	土木部	監理課
(3) 男女共同参画による子育ての推進	第5次おかやまウィズプラン(仮称)策定事業	男女共同参画社会の実現に向けた基本方針や具体的施策をとりまとめ、第5次おかやまウィズプラン(仮称)を作成します。	県民生活部	男女共同参画青少年課
(4) 就労支援	働く女性トータルアシスト事業	就労を希望する女性に対し、就業への動機付けを図るセミナーや、知識・技術を習得する講座を開催するとともに、働く女性のキャリア形成を支援する出前講座を開催します。		
	ふるさと岡山就職支援事業	県内の各地域において、託児コーナーを設けるなど育児中の母親の利用に配慮した女性のための出張就職相談会や地元企業を集めた就職面接会を開催します。	産業労働部	労働雇用政策課

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 周産期・小児医療体制の整備	小児救急医療拠点病院運営事業	二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域(複数の二次医療圏)を対象に小児救急患者を受け入れる体制を整備します。	保健福祉部	医療推進課
	小児救急医療支援事業	二次医療圏域単位で、夜間・休日の小児救急医療体制を確保します。		
	小児救急医療電話相談事業	小児救急患者の保護者などの不安や悩み、症状への対処方法等について電話で相談に応じるとともに、医療機関への受診についても適切なアドバイスを行うことを目的とします。		
	周産期医療対策推進事業	妊婦が安心して出産ができるよう、ハイリスク母子の「後障害なき救命」を図るため、「周産期母子医療センター」を中核とする周産期医療体制を整備します。		
(2) 小児慢性特定疾病の医療の推進	小児慢性特定疾病医療費	小児の慢性疾病のうち、その療養や高額な医療費負担が長期に続く疾病について、医療費の自己負担額を所得に応じて公費負担します。	保健福祉部	医薬安全課
(3) 感染症対策の推進	感染症発生動向調査事業	保健所・県・環境保健センター・厚生労働省間を結ぶコンピュータ・オンラインシステムにより感染症の流行状況を早期に把握し、必要に応じ積極的疫学調査を実施し、分析、公表することにより、感染症の予防及びまん延防止に努めます。		健康推進課
(4) 病児保育の充実	(再掲) 病児保育事業	子どもが病気の際、病院や保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を行う事業を実施する市町村を支援します。		子ども未来課

3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保	県営住宅優先的選考入居	母子世帯、父子世帯及び多子世帯の県営住宅への入居に際し、優先的に選考します。また、多家族世帯向けの住戸があります。	土木部	住宅課
(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実	岡山県青少年総合相談センターの運営	青少年に関する各種相談窓口を設置し、様々な相談に総合的に対応します。	県民生活部	男女共同参画青少年課
	結婚・妊娠・出産、子育ての情報ポータルサイト「はぐくま〜れ」	岡山で安心して結婚・妊娠・出産、子育てをしていただくことができるよう、それらの情報を切れ目なく発信します。	保健福祉部	子ども未来課
	(再掲) 仕事と家庭の両立支援	育児・介護休業法などの法律や各種支援制度を網羅したガイドブックを作成し、事業主や労働者に広く配布することにより、各種法制度の普及浸透を進めるとともに、事業主等に対し意識啓発を図ります。	産業労働部	労働雇用政策課
	すこやか育児テレホン事業	子育てに関する不安や悩みを持つ親等を支援するため、電話と電子メールで、いつでも、どこからでも気軽に相談できる体制を整備します。	教育庁	生涯学習課
	被害少年やその保護者等の精神的負担軽減等の推進	犯罪、児童虐待等による被害少年やその保護者等の精神的負担の軽減又は回復を図るため、計画的なカウンセリング等を継続して支援するとともに部外専門家、関係機関、ボランティア等と緊密な連携を実施し、被害少年の状況に応じた適切な支援を推進します。	警察本部	県民応接課少年課
	少年相談等への対応	少年相談電話(ヤングテレホン・いじめ110番)や電子メールによる相談(通称:ヤングメール)により、青少年や保護者からいじめ、非行、家出等の各種相談を受けることで、効果的な少年相談業務を推進します。		少年課

4 安全・安心な子育て環境の整備

項 目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)食の安全・安心の確保、食育の推進	食育ネクストステージプロジェクト事業	「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」及び「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、食育関係者と連携を図りながら、減塩や野菜摂取量の増加、小・中学生の朝食を毎日食べる割合100%の達成などに向け、各地域における食育をさらに推進します。	保健福祉部	健康推進課
(1)食の安全・安心の確保、食育の推進	リスクコミュニケーション推進事業	食品の安全性に関する正しい理解を県民へ広く浸透させるため、食品関連事業者及び一般消費者の相互理解を深めます。また、食品の安全性についてわかりやすく効果的に伝えることのできるリスクコミュニケーターの地域における自主活動を支援します。		生活衛生課
(2)安全な遊び場の整備	都市公園管理	総合グラウンド、倉敷スポーツ公園等の整備・維持管理を行います。	土木部	都市計画課
(3)安全な生活環境の整備	子ども見守り防犯カメラ設置支援事業	市町村及び住民団体が、通学路等に設置するカメラの設置費用の一部を補助します。	県民生活部	くらし安全安心課
	住宅、道路、公園、駐車場等の防犯指針、学校等、通学路等における児童等の安全確保に関する指針の普及促進	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」、「学校等、通学路等における児童等の安全確保に関する指針」等の普及、促進を図り、犯罪のない安全安心なまちづくりを推進します。		
	(再掲)交通安全施設整備事業	通学路や交通事故の多発している幹線道路等において、交通事故から県民を守るため、歩道等の整備を推進します。	土木部	道路整備課
	歩行者安全安心対策(「アイライン」の設置)	通学路や利用者の多い横断歩道では、車両の停止線の位置を2mから最大5mまで後退させ、さらに主要箇所には、マスカットグリーンのカラー表示線を設置して、歩行者に優しい道路環境を整備します。	警察本部	交通規制課
	押しボタン式信号機等の設置	通学路の特に危険な箇所に押しボタン式信号機を設置し、歩行者の交通事故防止を図ります。		
(4)安心な社会環境づくり	幼児交通安全対策の推進	地域の幼児交通安全クラブ(ももたろうクラブ)のリーダー研修を実施し、幼児の交通安全教育の充実を図ります。	県民生活部	くらし安全安心課
	安全・安心通信の作成・配布	県内の各地域、職域における自主防犯活動実践団体等に対して、その時々々の安全・安心関連情報をダイレクトに届け、活動のさらなる活発化・充実化を図ります。		
	青色防犯パトロールによる広報	青パトによるパトロール活動をより効果的に行うため、広報機器等の貸与を行います。		
	自主活動見舞金事業	安全・安心まちづくりに関する自主活動による事故に対する見舞金を支給します。		
	指導者・リーダー育成研修	防犯ボランティアや教職員等を対象に、地域安全マップの作成や、不審者対応訓練の仕方などを学ぶ研修会を実施し、自主的な活動を行えるよう支援します。		
	子ども110番の家支援事業	「子ども110番の家」の効果的な運用を図るため、モデル的に「子ども110番の家」にセーフティーコーンを設置します。		
	子どもの安全力向上の推進	小学校でのあいさつ運動と防犯教室を実施し、各地域のあいさつ運動を活性化し地域の連携を促進するなど、小学校における安全学習を進めるとともに、指導者の育成を図ります。		
	青少年のスマホ・ネット利用のルールづくり促進事業	スマホ・ネットの適正利用促進のための効果的な取組を、外部有識者、携帯電話事業者及び県からなる「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」において検討し、実践します。	教育庁	男女共同参画青少年課
	スマホ・ネット問題総合対策	長時間ゲームをするなどのネット依存、誹謗中傷やいじめなどに繋がるネット上の人権侵害等、子どもを取り巻くスマホ・ネット問題に対し、保護者への啓発強化や、携帯電話事業者との連携等、学校と家庭・地域が連携し子どもを守る体制づくりの構築を進めます。また、アプリを利用した匿名によるいじめ等の相談・報告システムを全県立学校で活用します。		生徒指導推進室 生涯学習課 人権教育課

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(4) 安心な社会 環境づくり	多様な担い手による 見守り活動の活性化 事業	子どもの安全・安心の確保に向け、「ながら見守り」の拡充、企業による防犯CSR活動の拡充、防犯ボランティア団体による自主パトロール活動の支援等に取り組み、見守り活動の活性化を図ります。	警察 本部	生活安全 企画課
	子どもの安全対策 の推進	子どもを対象とする声かけ、つきまとい等の性犯罪等の前兆事案に関する情報を集約・分析して行為者を特定し、検挙や指導・警告等の先制・予防的な警察活動を推進します。		子ども 女性安全 対策課
	携帯電話等への 不審者情報メール 配信事業	子ども被害の犯罪や声かけ、つきまとい等の不審者情報を電子メールで配信することにより、地域における子どもの安全対策や各種防犯意識の高揚を図ります。		子ども女性 安全 対策課
	「心と命の教育活動」 の推進	中・高校生等を対象に、犯罪被害者遺族等による講話「心と命の教室」と警察の少年補導員による非行防止講話を聴講させることによって、「命の大切さ」等を自覚させるなど、規範意識の向上を図ります。		県民 応接課 少年課
	学校等における 児童等の安全確保 活動	県下22警察署に合計26人のスクールサポーターを配置し、青色回転灯を装備した専用車両による防犯パトロールの実施、学校と連携した不審者対応訓練の実施等により、児童生徒の安全確保対策を推進します。		少年課
	あいさつ運動の 推進	警察署及び学校警察連絡室が、学校、教育委員会、自治体、地域住民等との連携を強化して「あいさつ運動」を推進します。		
	青少年健全育成 強調月間への取組	3、7月及び11月の青少年健全育成強調月間に呼応して、各警察署単位で青少年の健全育成についてより一層県民の理解を深めるとともに、家庭や地域において青少年の健全育成に取り組む気運の醸成を図ります。		
	少年サポート活動の 推進(地域対策)	地域住民、保護者等を対象に非行防止講習会を開催するなどして、少年非行に関する情報発信を行い、地域における非行防止の気運の醸成を図ります。		
	少年サポート活動の 推進(家庭対策)	「少年を守る母の会」等の団体を通じて少年非行情勢等に関する情報提供を行うとともに、家庭のしつけを基調とした根源的な少年の非行防止及び健全育成活動を推進します。		
	有害環境浄化活動	少年警察ボランティア、関係機関・団体等と連携して、酒類、たばこ、有害図書等を少年が容易に入手し得るような環境の浄化に努めます。また、インターネット上の違法・有害な情報等から少年を守るため、スマートフォンを含めた携帯電話へのフィルタリング機能の普及促進等を図るほか、学校と連携して、生徒・保護者に対するインターネットモラル教室の開催促進を図ります。		
	「くらしの安全 WebMap」事業	県警察ホームページにおいて「地域における犯罪情報」、「不審者情報」及び「交通事故発生情報」を配信し、防犯及び交通安全に対する県民の意識の向上を図ります。		総務課
	セーフティ サイクル・ ステップアップ・ スクール	児童・生徒の自転車乗用中の交通ルール遵守と交通事故防止を図るため、自治体及び教育委員会と協働し、学校における短時間学習「セーフティサイクル・ステップアップ・スクール」を行います。		交通 企画課
	子どもの交通安全を 確保するための 活動の推進	交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開するとともに、可搬式速度違反自動取締装置を効果的に活用し、通学路、生活道路、「ゾーン30」区域やキッズゾーン内等において、地域住民の要望等を踏まえて交通指導取締りを推進するなど、子どもを交通事故から守るための総合的な対策を推進します。		交通 指導課

岡山県の結婚、妊娠・出産や子育て等に関する相談機関

おかやま縁むすびネット

<https://www.okayama-musubi.jp/>

岡山県では平成29年度から、結婚を希望する方を対象に、1対1の出会いを支援するマッチング機能とイベント支援機能を有する結婚支援システムの運用を行っています。

■ マッチングシステム

- 内 容 システムによる申し込み、お引き合わせ等を通じて1対1の出会いの機会を提供します。
- 入会登録料 1万円(登録から2年間有効)
- 登録資格 ・20歳以上の独身男女
・岡山県内に在住、在勤の方、岡山で結婚を考えている方
・インターネットへの接続やメールを使用できる方
- 入会申込 ウェブサイトから入会申込を行い、「おかやま出会い・結婚サポートセンター(岡山、津山、倉敷)」への来所を予約してください。

■ イベントシステム

- 内 容 岡山県や出会いサポーターが実施する、出会いイベントの情報がメルマガ配信されるとともに、イベントへの申込みを行うことができます。
- 登録料 無料(別途イベント参加費は必要となります。)

おかやま妊娠・出産サポートセンター

妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関するご相談に応じます。

- T E L 086-235-7899
- M A I L ninshin@okayama-u.ac.jp
- 場 所 岡山大学病院内
- 開所日時 月・火・水・金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~12:00
※来所相談は原則として予約制です。電話かメールでご予約ください。
※火曜日については、相談は受けておりませんが、書籍、資料の閲覧は可能です。

岡山県不妊専門相談センター

不妊症(妊娠しない)や不育症(妊娠しても育たない)により子どもが得られない方等の悩みに関するご相談に応じます。

- T E L 086-235-6542
- M A I L funin@okayama-u.ac.jp
- 場 所 岡山大学病院内
- 開所日時 月・水・金曜日(祝日・年末年始を除く) 13:00~17:00
毎月第1土曜日・第1日曜日 10:00~13:00
※来所相談は原則として予約制です。電話かメールでご予約ください。

小児救急医療電話相談事業(#8000)

お子様の具合が悪くなった際の保護者等の不安や、症状への対応方法などについて看護師等が電話でご相談に応じるとともに、医療機関への受診について適切なアドバイスをを行います。

#8000 または 086-801-0018

- 相談日時 (1) 土・日・祝及び年末年始(12月29日から1月3日) 18:00～翌朝8:00
- (2) 平日(月～金曜日) 19:00～翌朝8:00

岡山県青少年総合相談センター(ハートフルおかやま110)^{いちいちまる}

一人で悩むの、もうやめようよ!6つの特色ある相談窓口が相互に連携し、青少年や保護者からのご相談に、迅速かつ的確に対応します。相談は無料で、秘密は厳守します。

総合相談窓口

青少年や保護者のみなさんからのご相談にお答えします。青少年に関するどんな悩みでも受け付けますので、まずこの窓口にご相談ください。必要に応じて適切な5つの相談窓口や他の相談機関をご紹介します。

- TEL 086-224-7110
- 受付時間 8:30～21:30 年中無休(年末年始を除く)
- MAIL sodan110@po1.oninet.ne.jp
- 面接相談 要予約

教育相談

児童生徒の皆さんや、保護者の方など、教育に関する悩みや不安について、気軽にご相談ください。

- TEL 086-221-7490
- 受付時間 8:30～12:00/13:00～21:30
- 面接相談 要予約
- 年中無休(年末年始を除く)

進路相談

中学校・高校で長く休んだり、高校を中途退学した皆さんの進路の悩みについて、相談を受け付けます。入学、転学・編入学などについての情報提供も行います。

- TEL 086-224-1121
- 受付時間 月～土曜日 12:00～18:00(年末年始を除く)
- 面接相談 要予約

子どもほっとライン

いろんな悩みを受け付けます。友人関係の悩みや、自分自身のこと、学校のこと、家族のことなど、なんでも気軽に話してください。学生ボランティアが相談に対応します。

- TEL 086-235-8639
- 受付時間 月～金曜日 17:00～21:30
- MAIL kodomo@fine.ocn.ne.jp
- 土・日・祝日 8:30～21:30
- 年中無休(年末年始を除く)

すこやか育児テレホン

子育てについての悩みや不安など、どんな小さな悩みでもご相談ください。

- TEL 086-235-8839
- 受付時間 8:30～21:30
- MAIL sukoyaka@po1.oninet.ne.jp
- 年中無休(年末年始を除く)

ヤングテレホン・いじめ110番

いじめなどの悩みごとや非行、家出など少年相談を受け付けます。また、面接相談も行っています。

- TEL 086-231-3741
- 受付時間 24時間受付 年中無休
- MAIL youngmail@pref.okayama.jp
- 面接相談 要予約

24時間子供SOSダイヤル

いじめで困ったり、自分や友人の安全に不安があったりしたら一人で悩まず、いつでもすぐ電話で相談してください。

TEL 0120-0-78310

受付時間 24時間受付 年中無休

子育て相談窓口

子育てには、悩みや不安がいっぱいです。ひとりで悩んでないで家族や信頼できる友人、電話相談の窓口、お住まいの地域の市町村や児童相談所など、誰かに相談しましょう。

子ども・家庭電話相談室

TEL 086-235-4157

相談日時 月～土曜日 9:00～20:00

児童相談所

18歳未満の子どもに関する様々な課題について、専門の職員が相談に応じます。

開設日時 月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く) 原則、要予約

※井笠相談室は水曜日を除く ※高梁分室は月・火曜日、新見相談室は木・金曜日

名称(電話番号)	管轄(担当)	住所
中央児童相談所 (086-235-4152)	玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町	岡山市北区南方二丁目13-1
倉敷児童相談所 本所 (086-421-0991)	倉敷市、総社市、早島町	倉敷市美和1-14-31
倉敷児童相談所 井笠相談室 (0865-69-1680)	笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町、矢掛町	笠岡市六番町2-5
倉敷児童相談所 高梁分室 (0866-21-2833)	高梁市	高梁市落合町近似286-1
倉敷児童相談所 新見相談室 (高梁分室と同じ)	新見市	新見市高尾2400
津山児童相談所 (0868-23-5131)	津山市、真庭市、美作市、 新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、 西粟倉村、久米南町、美咲町	津山市山北288-1
岡山市こども総合相談所 (086-803-2525)	岡山市	岡山市北区鹿田町1-1-1

子ども虐待防止窓口

子ども虐待は、社会全体で解決すべき問題です。虐待から子どもを守るためには、地域の皆さんの気づきが大切です。「子どもが心配」と感じたら、相談してください。

児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189 (いちはやく)

相談日時 24時間365日対応

岡山県ひとり親家庭支援センター

当センターでは、母子・父子家庭や寡婦の方の就労や生活における様々な悩みをお聞きして、相談に応じています。

TEL 086-201-7260

開所日時 (1)月・火・木・金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:30 ※面談をご希望の場合は、事前にご予約ください。

(2)日曜日(月1回、原則第1日曜日) 13:00～16:30 ※原則、予約制です。なお、開催日・場所については、事前に電話、ホームページ等でご確認ください。

結婚、出産、子育てに関する 県民意識調査報告〔概要〕

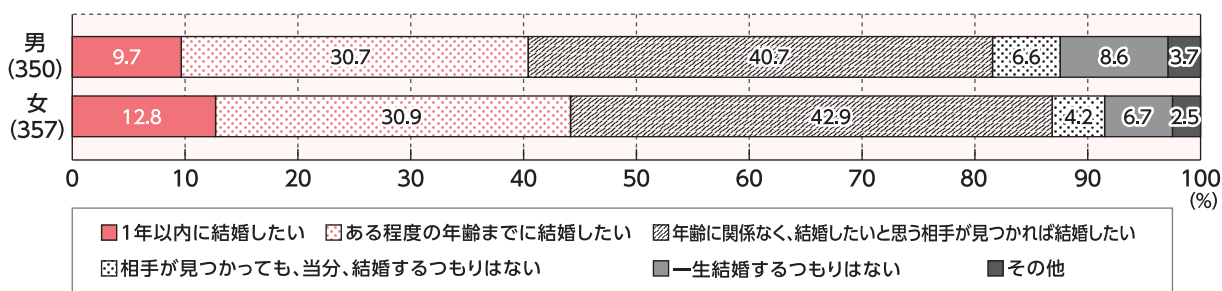
新たな岡山いきいき子どもプランの策定に当たり、県内における結婚、妊娠・出産、子育てに関する現状等を把握、分析して基礎資料とするための県民意識調査を実施しました。

項目	第一群調査	第二群調査	第三群調査
①調査名称	結婚、出産、子育てに関する県民意識調査	子育てに関する意識調査 (子育て世帯意識調査)	結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査
②対象	・20歳から49歳の 県内在住者	・0歳から小学校3年生までの 子どもと同居する子育て 世帯の親等	・岡山県立高校の 二年生及び三年生
③調査期間	平成30年9月～11月	平成30年11月～12月	平成30年11月
④対象数	9,720人	7,634世帯	2,890人
⑤調査方法	・郵便送付 ・郵便回収・ウェブ回答	・保育園、幼稚園、 学校等による直接配付 ・郵便回収・ウェブ回答	・高校による直接配付 ・高校による直接回収、 一部ウェブ回答
⑥回収結果	2,683件	3,391世帯	2,577件
⑦ロジックモデル による検討	本調査では、調査票設計に先立って、「結婚」「子どもを持つこと」「子育て」の三分野に分けて、施策のロジックモデルを想定し、ロジックモデルに沿う形で質問項目の作成を行った。		

第一群調査（一般意識調査）

「結婚したい」という結婚意思を持つ者をみると、男性81%、女性87%であり、男女とも80%を超え、「一生、結婚するつもりはない」は、男性9%、女性7%となっている。

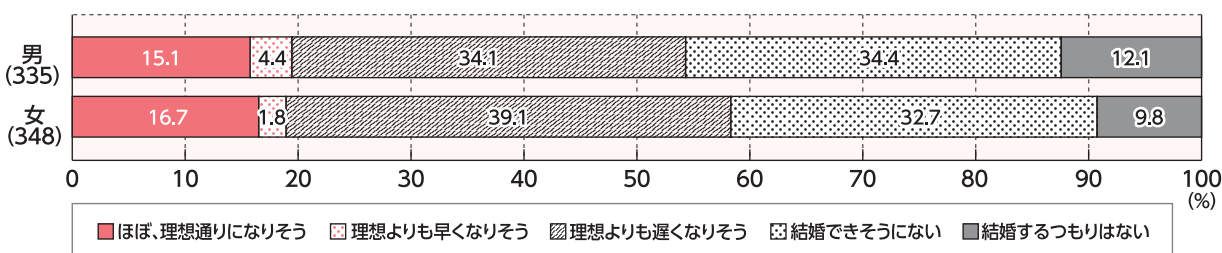
■結婚についての考え（未婚者）



注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

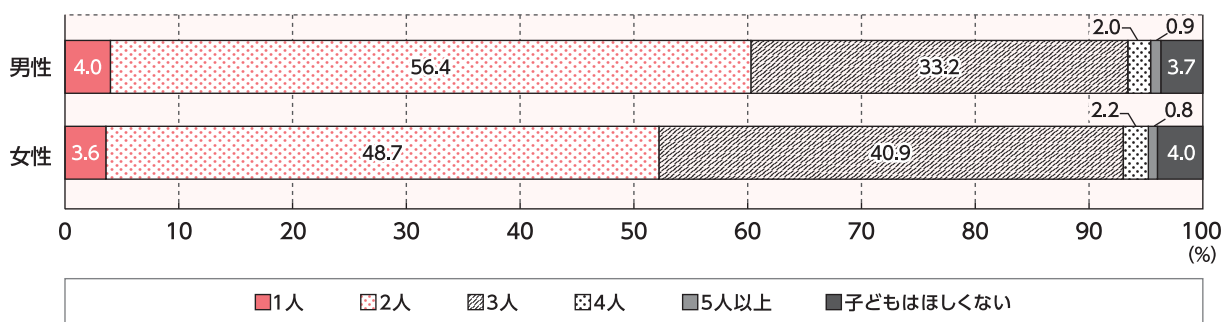
■結婚の見通し（未婚者）

「結婚できそうにない」「理想よりも遅くなりそう」を「結婚希望の実現困難」としてまとめると、両者を合計して男性69%、女性72%である。



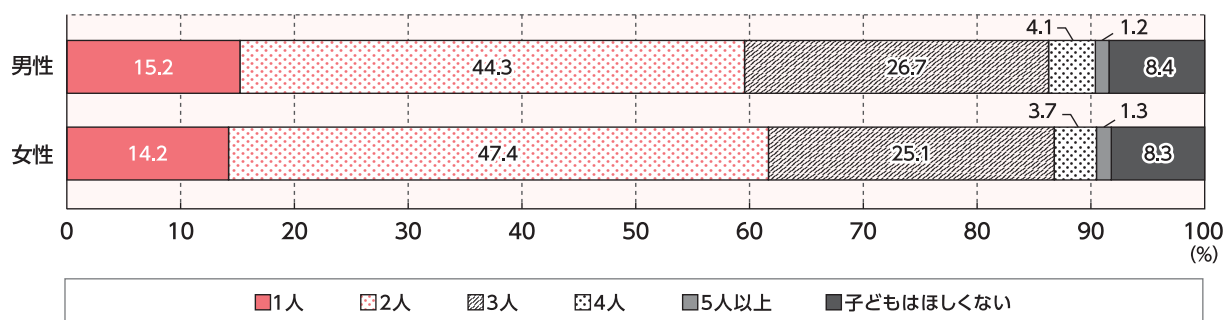
注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

■理想の子ども数（男性：2.30人、女性：2.39人）



注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

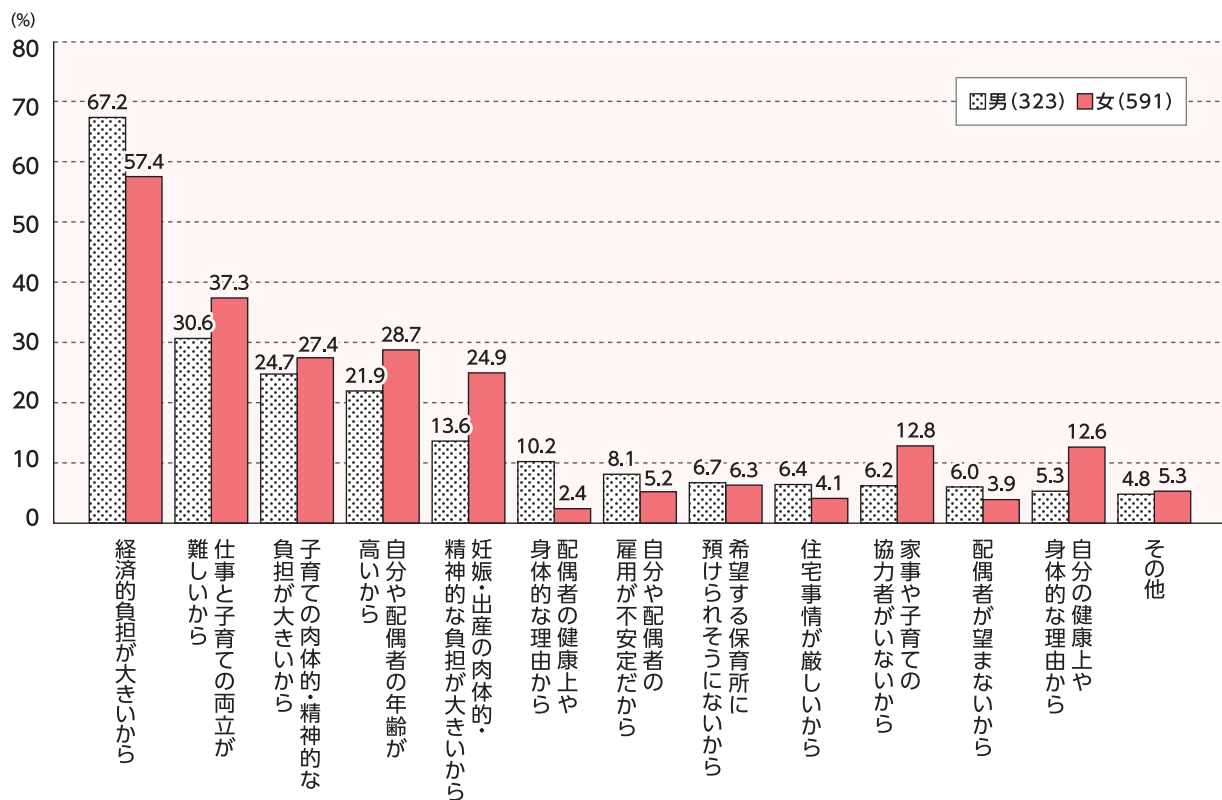
■現実に持てる子ども数（男性：2.06人、女性：2.06人）



注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

■現実に持てる子ども数が理想の子ども数より少ない理由

「経済的負担が大きいから」と回答した割合は、男性67%に達し、女性でも57%に上る。

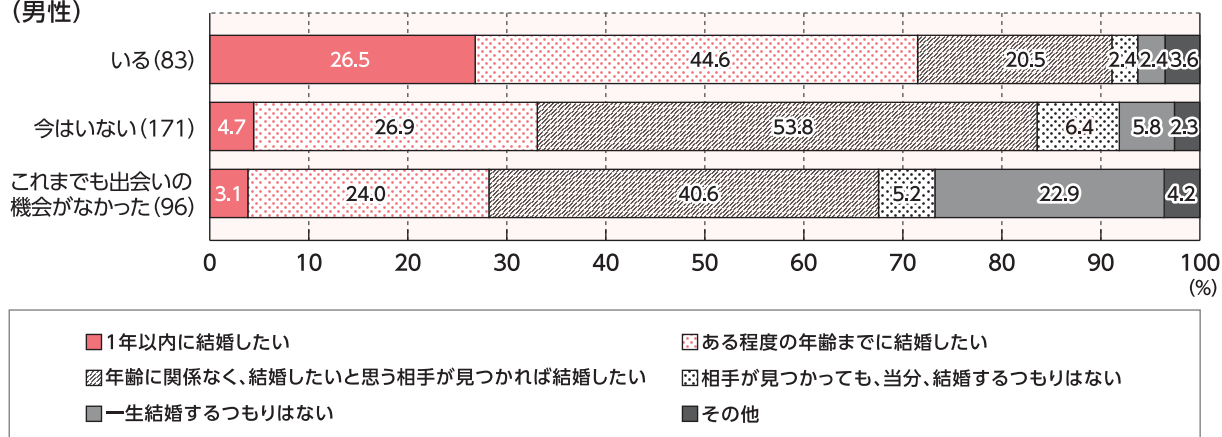


注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

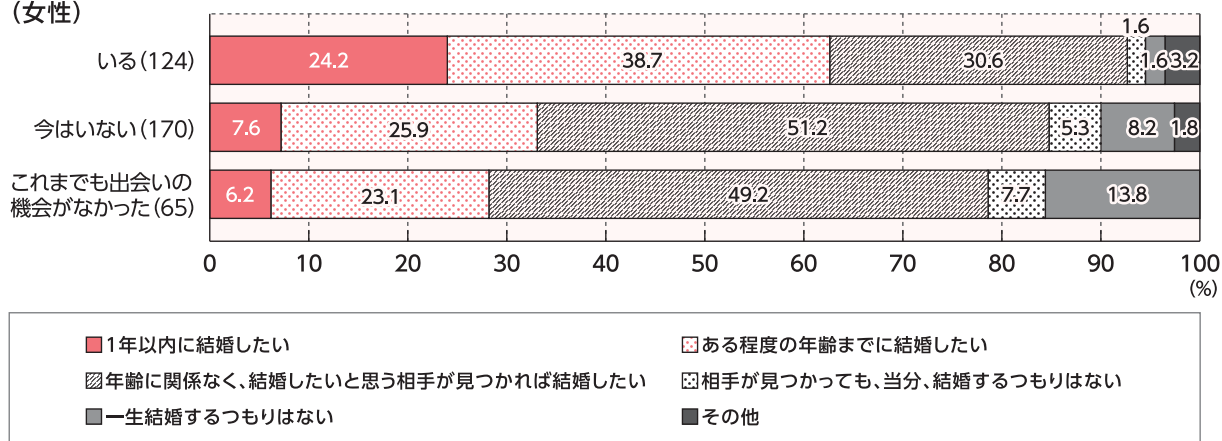
■交際状況別にみた結婚意欲（未婚者）

現在・過去の交際状況は、結婚意欲を大きく変化させており、交際経験がない者は、「今はいいない」者に比較して「一生、結婚するつもりはない」の割合が大きく、男性23%、女性14%に達する。

（男性）



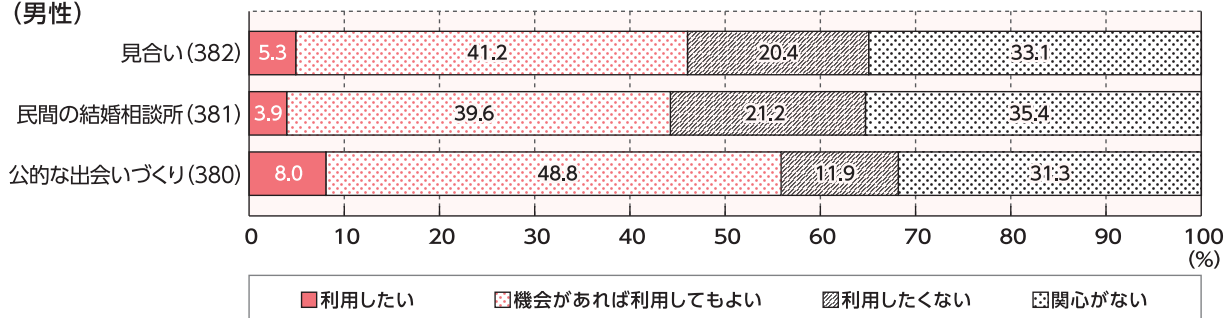
（女性）



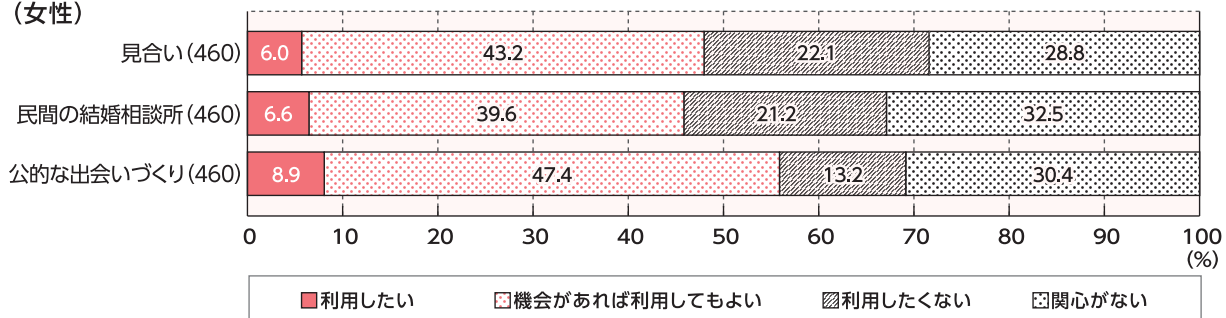
■他者から紹介される出会いの機会の利用意向（独身者）

「利用したい」「機会があれば利用してもよい」の合計は、「見合い」が男性47%、女性49%、「民間の結婚相談所」が男性44%、女性46%、「公的な出会いづくり」が男性57%、女性56%となっている。

（男性）



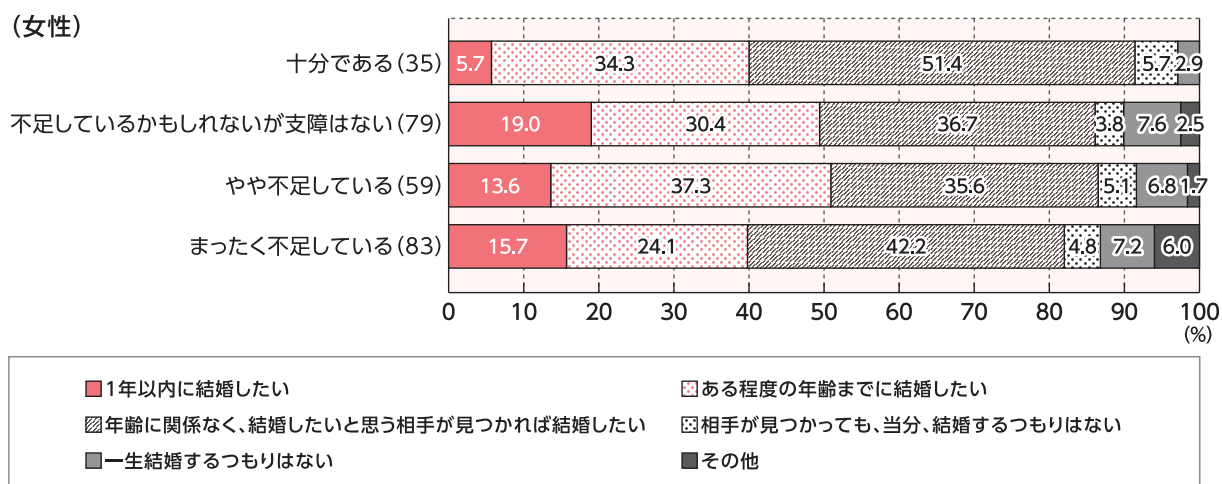
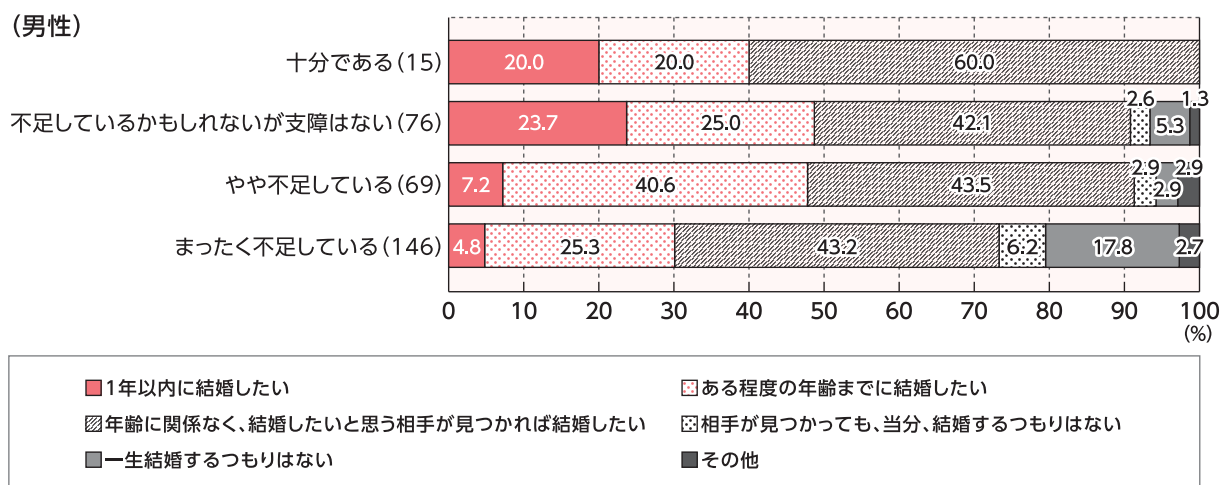
（女性）



注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

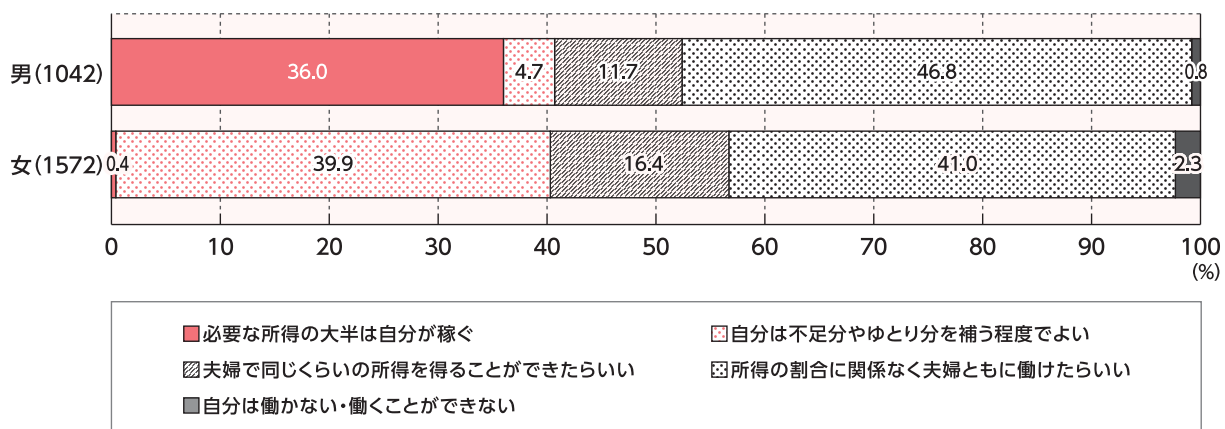
■結婚生活を送るための自分の所得の捉え方別にみた結婚意欲（未婚の就業者）

未婚者に対して「結婚生活を送るためとしたら、現在のあなたの所得についてどのように考えるか」尋ねたところ、男性では、現在の所得について「やや不足している」「まったく不足している」とする者は、「十分である」「不足しているかもしれないが支障はない」に比べて、結婚意欲について「1年以内に結婚したい」とする者が少ないが、女性にはそのような傾向は見られなかった。



■結婚生活のための所得に関する自分の役割

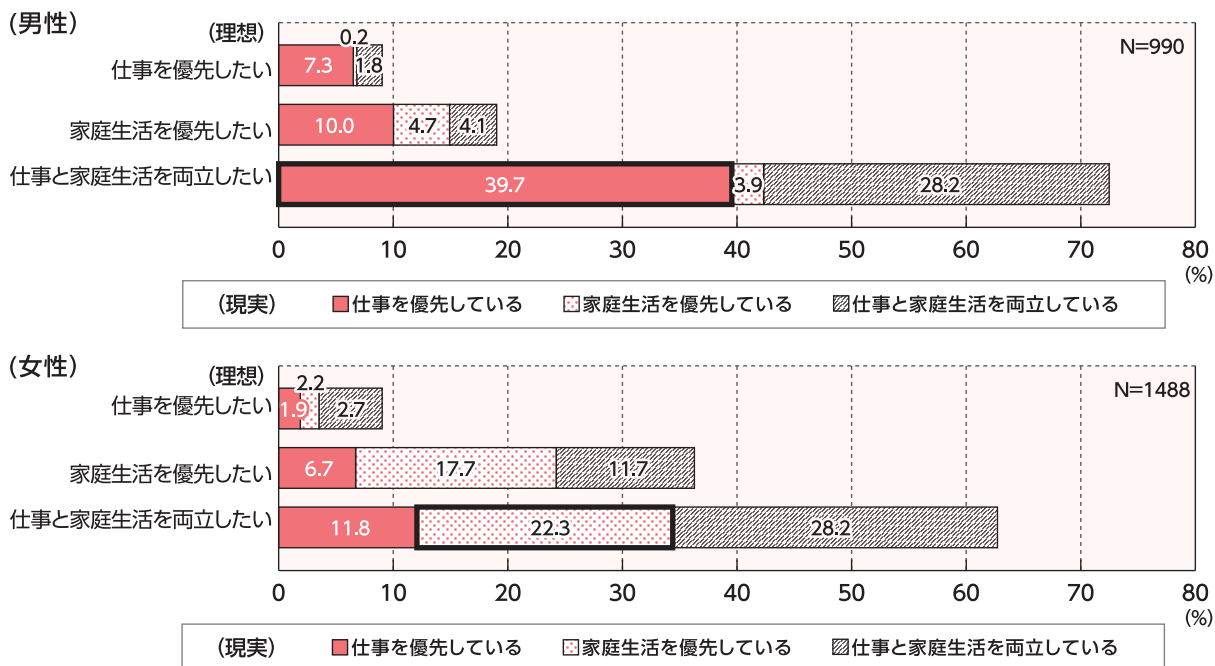
「結婚生活のための所得に関する自分の役割」では、男性では「必要な所得の大半は自分が稼ぐ」が36%、女性では「自分は不足分やゆとり分を補う程度でよい」が40%を占めるなど男女の考え方の違いは大きい。



注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

■結婚生活における仕事と家庭生活の優先度に関する理想と現実のギャップ

理想が実現できていない回答の中では、男性は「仕事と家庭生活を両立したい」けれど「仕事を優先している」が最も多く、全体の40%に達し、女性では、「仕事と家庭生活を両立したい」けれど「家庭生活を優先している」が最も多く、22%を占め、男女で対称的な結果が現れた。



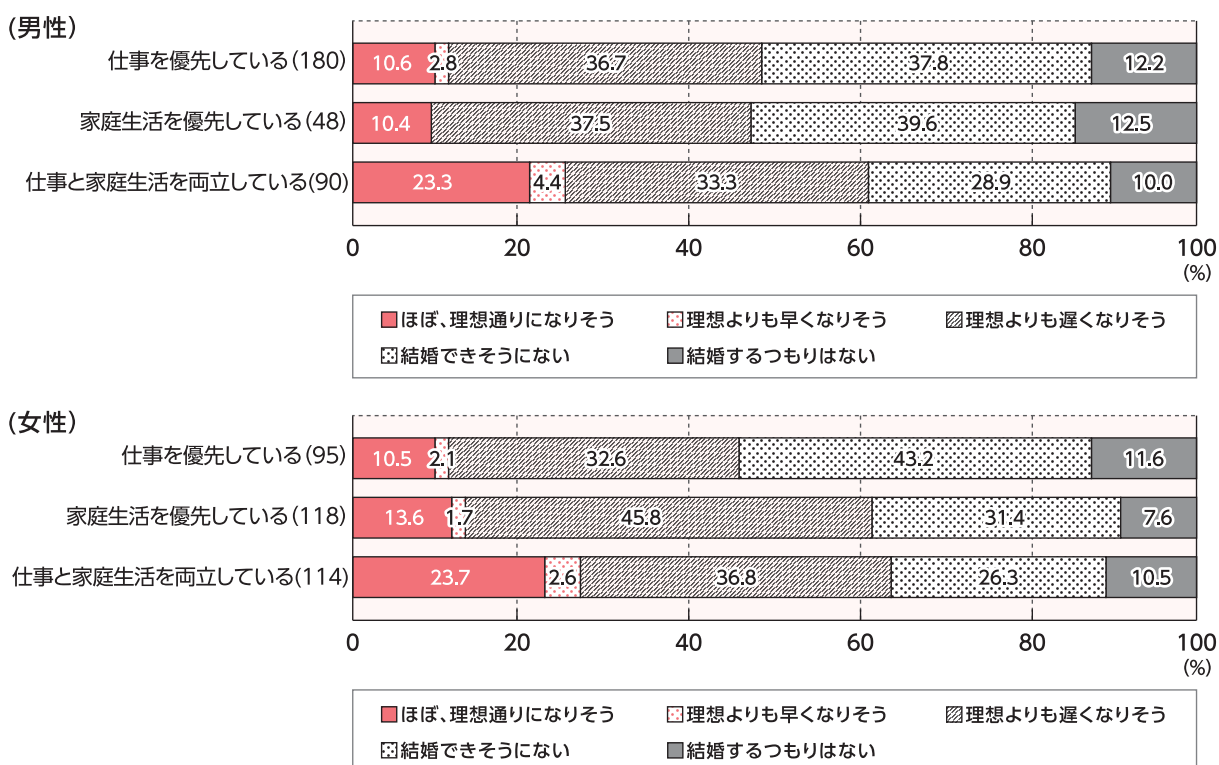
注1: 回答割合の分母は質問に回答したすべての男性および女性である

注2: 太枠は理想が実現できていない回答のうち割合が最も大きい

■ワーク・ライフ・バランス別にみた結婚見通し(未婚者)

男性では、「仕事と家庭生活を両立している」と考える者では、結婚見通しが「理想通りになりそう」が他に比べ多く、「結婚できそうにない」が少なくなっている。

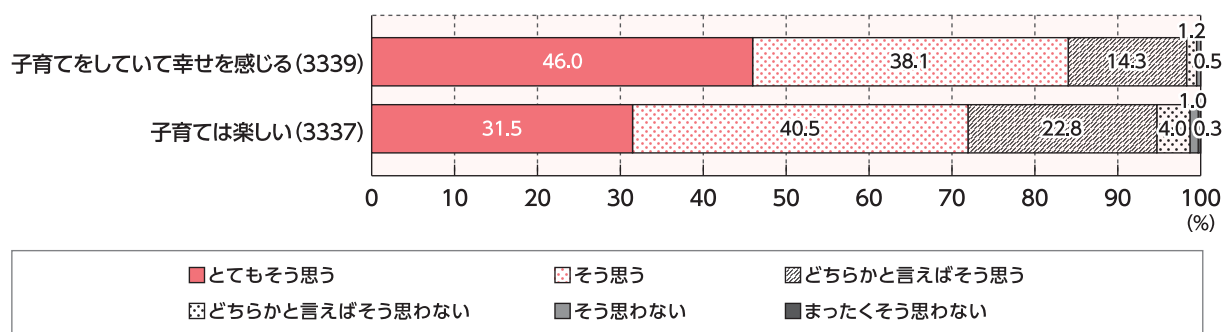
女性では、「仕事と家庭生活を両立している」とする者は、結婚見通しが「理想通りになりそう」が多く、「結婚できそうにない」とともに「理想よりも遅くなりそう」も少なくなる。



第二群調査（子育て世帯意識調査）

■子育ての幸福感・楽しさ

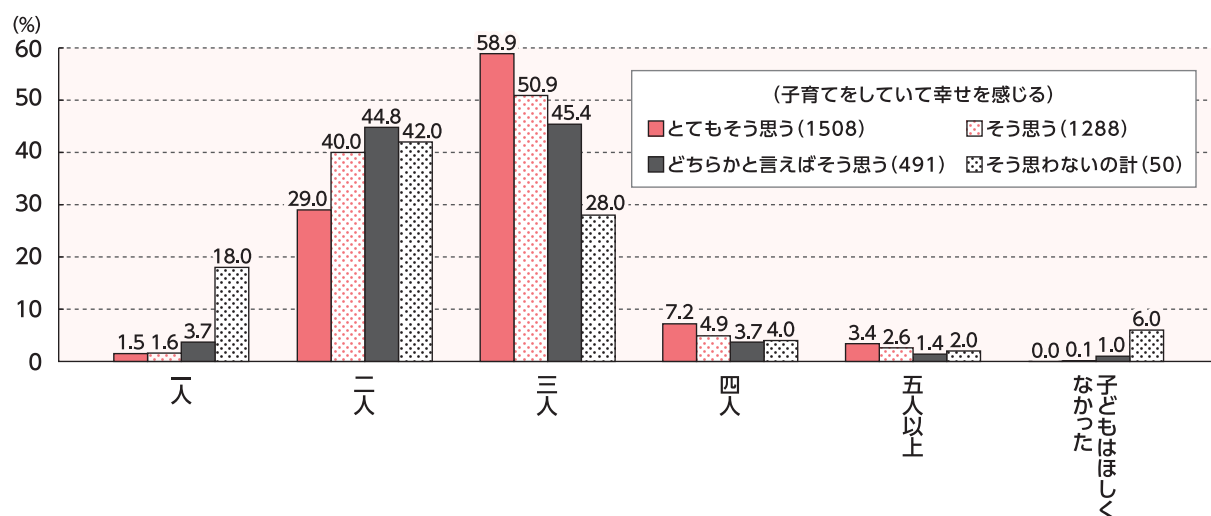
子育てをされていて幸せを感じる」かどうかについて、「とてもそう思う」は46%と半数に近く、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」まで含めると98%に達する。



注：県民局別の「最年少の子どもが9歳までの世帯数」によるウエイトバック集計

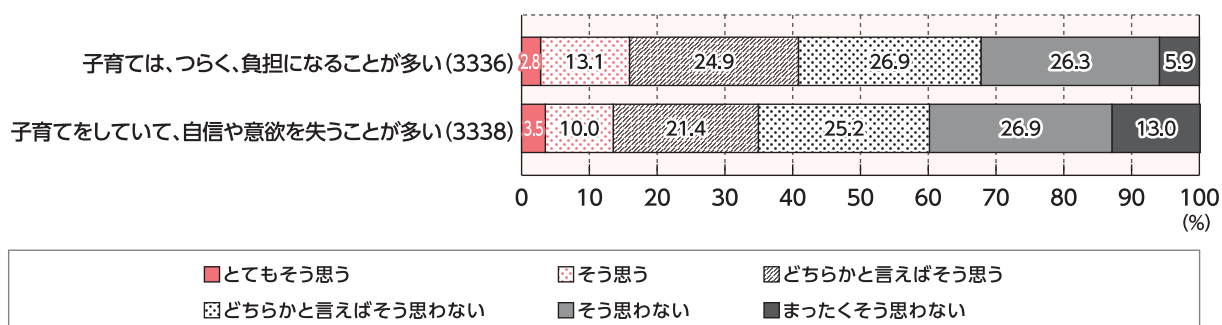
■子育ての幸福感到理想の子ども数

子育ての幸福感到理想の子ども数には強い相関がみられ、子育ての幸福感が「とてもそう思う」では、理想の子ども数は「三人」が59%に上る。



■子育ての負担感・不安感

「子育ては、つらく、負担になることが多い」（子育ての負担感）という意見に対して、「とてもそう思う」「そう思う」などの肯定的な者は41%であり、「子育てをされていて、自信や意欲を失うことが多い」（子育ての不安感）に対する肯定的意見は35%であった。

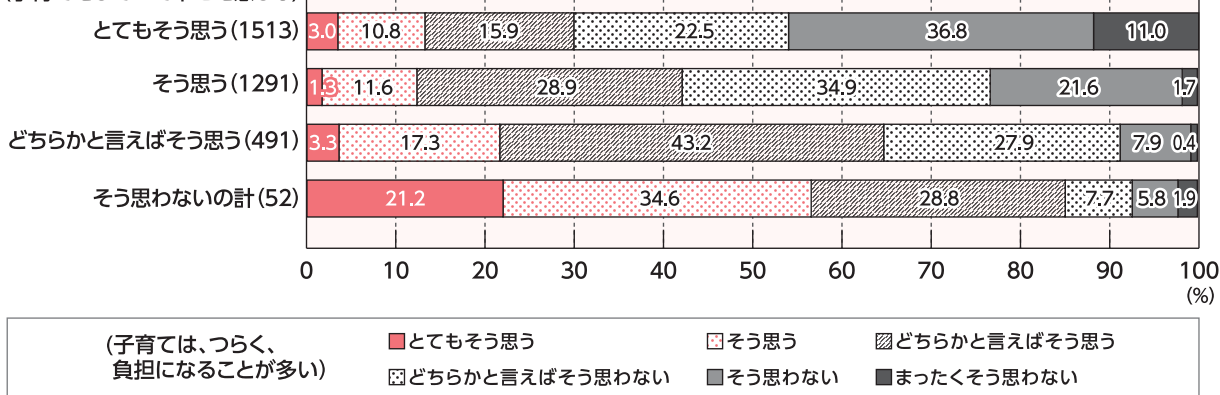


■子育ての幸福感到別みた負担感

子育ての幸福感到と負担感の間に相関は見られるものの、子育ての幸福感到について「とてもそう思う」でも、負担感を肯定する意見は30%に上る。

子育ての不安感到でも同様の相関が見られ、子育ての幸福感到と負担感・不安感到は相関を持ちながらも、完全な表・裏の関係にはなっておらず、子育てに対する感情の二面性が示唆される

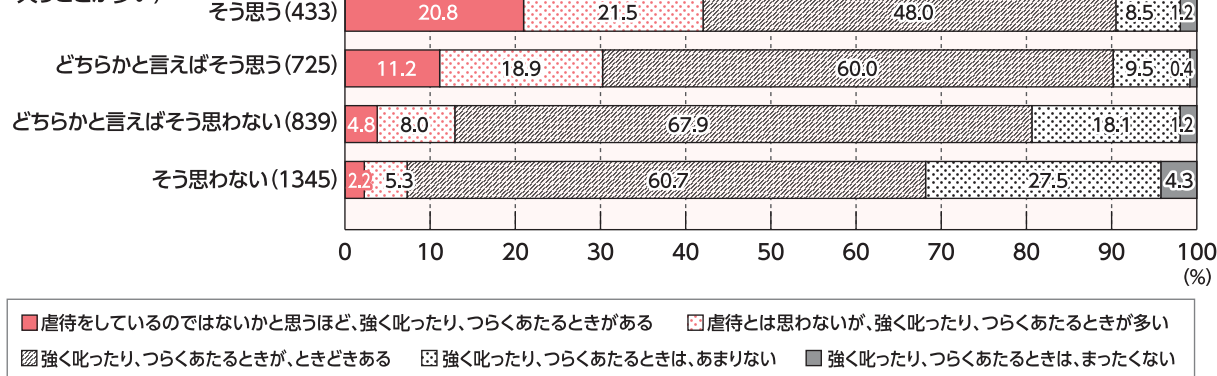
(子育てをしていて幸せを感じる)



■子育ての不安感到別みた子どもを強く叱ったり、つらくあたること

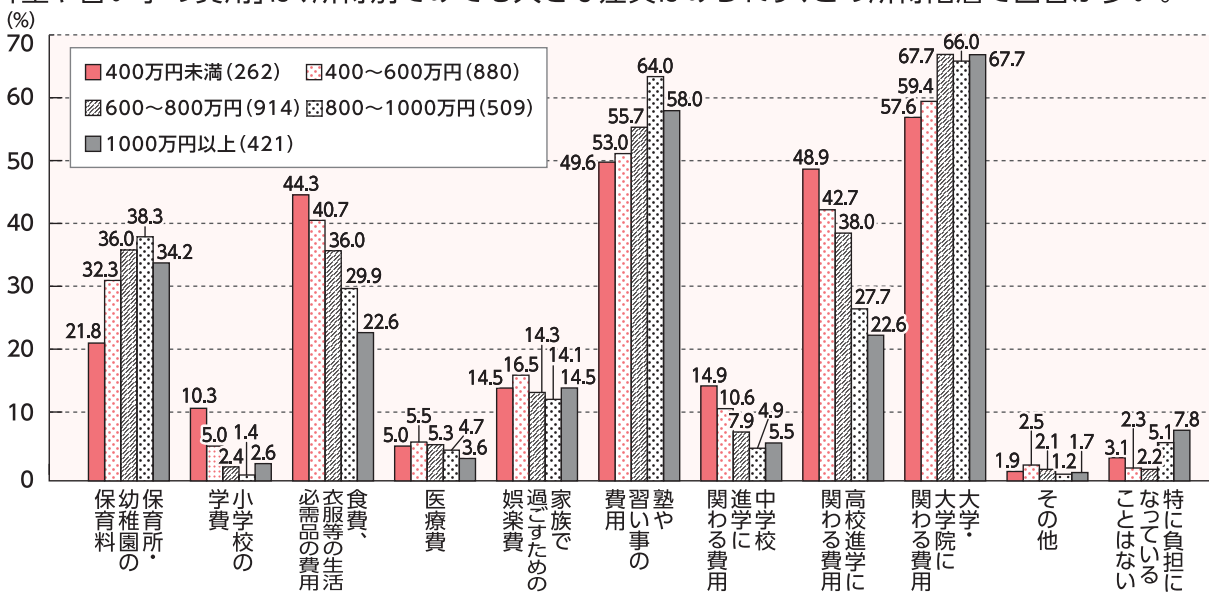
虐待の可能性と子育ての負担感・不安感到は、明確でかつ強い相関を示しており、子育ての負担感よりも、不安感到の方が、その傾向より顕著である。

(子育てをしていて、自信や意欲を失うことが多い)



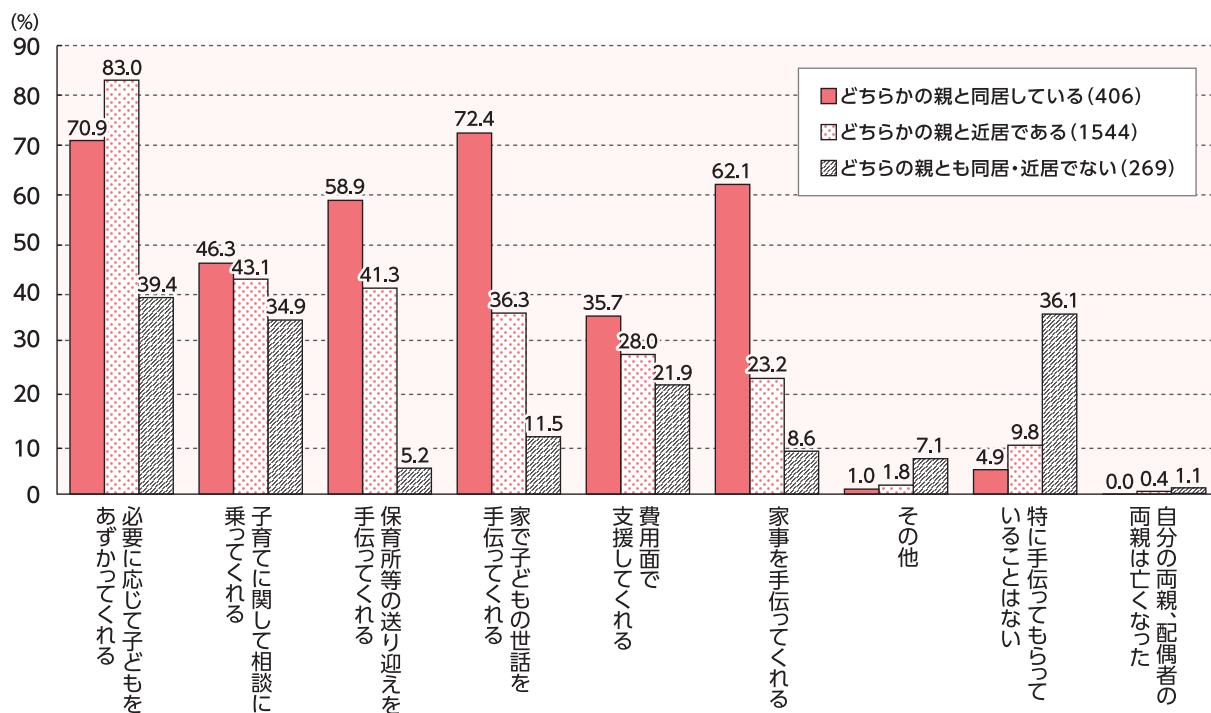
■夫婦の所得合計別みた子育てにおいて家計の負担になっていること

子育てにおいて家計の負担になっていることについて、「大学・大学院進学に関わる費用」や「塾や習い事の費用」は、所得別でも大きな差異はみられず、どの所得階層で回答が多い。



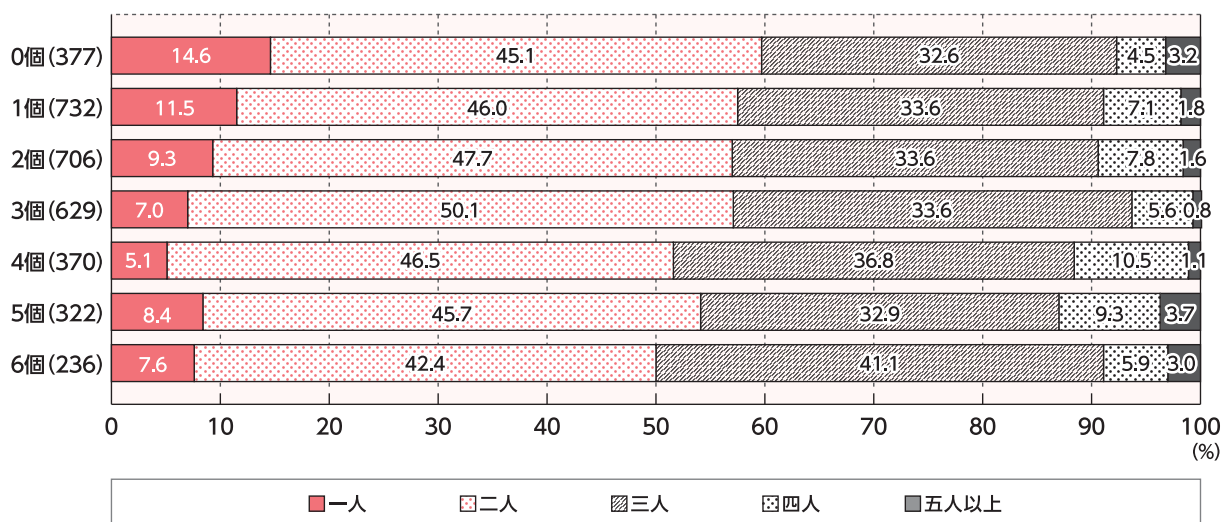
■両親との同居・近居別にみた両親が子育てに関して手伝ってくれること

親との同居・近居別に、両親が子育てに関して手伝ってくれることを集計すると、同居と近居、また、近居と近居でないのどちらで比較しても、親から受けている子育てサポートでは大きな差異がある。



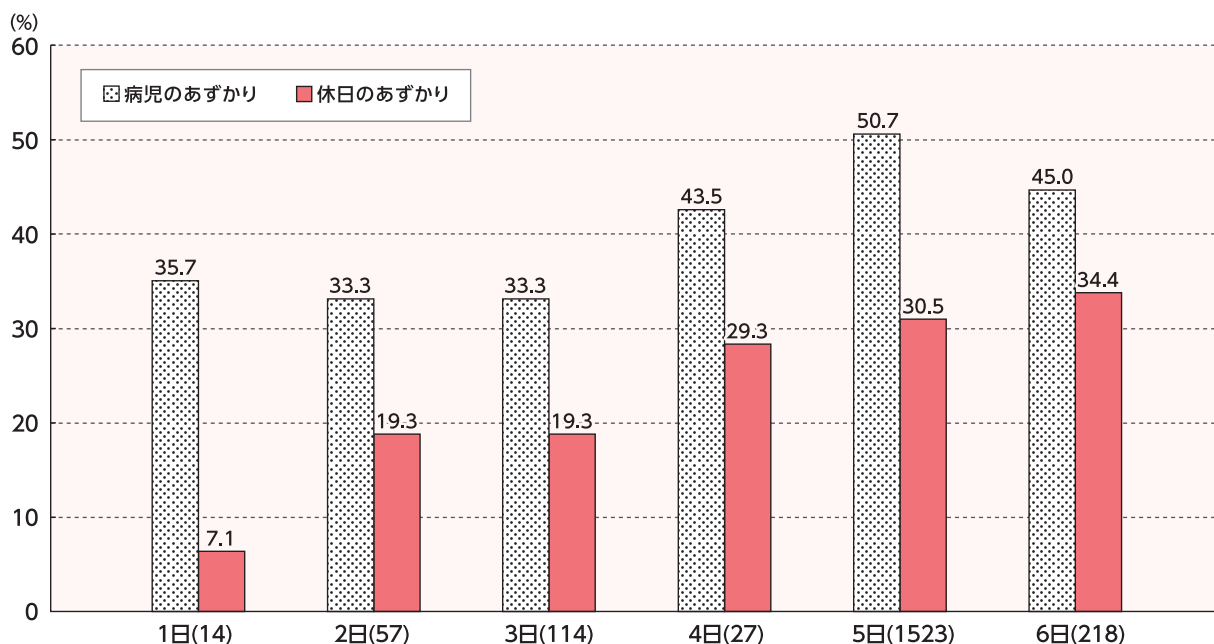
■「親の子育てサポート」別にみた現実に持てる子ども数

「両親の子育てに関して手伝ってくれること」の選択肢から作成した指標である「親の子育てサポート」の個数別に「現実に持てる子ども数」をクロス集計すると、親の子育てサポートが「0個」であると「一人」15%に上り、「4個」まで「親の子育てサポート」が増えるにつれて「一人」が減少している。「4個」以上になると「三人」以上がやや多くなる。



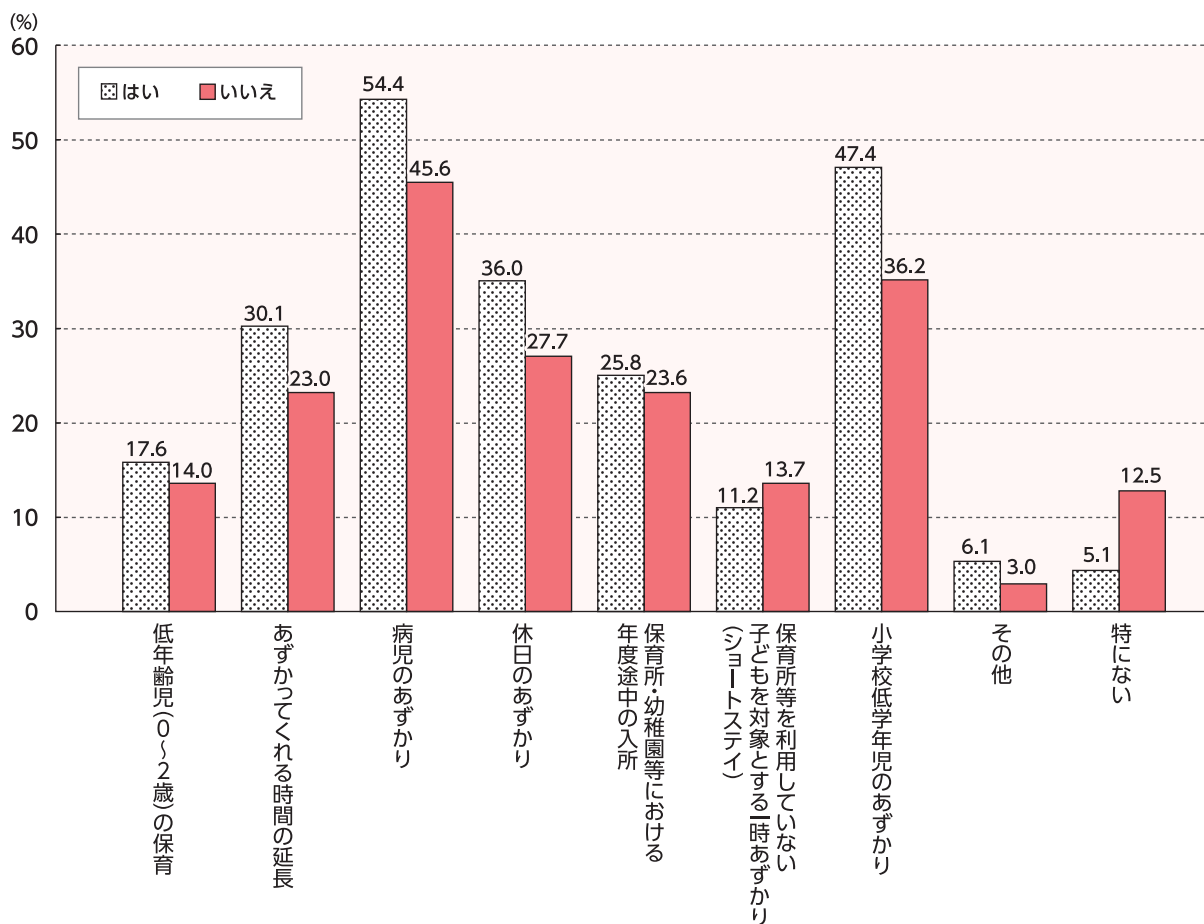
■週平均労働日数別にみた仕事を続けるため充実してほしい子どものあずかりサービス（就業している女性）

「病児のあずかり」と「休日のあずかり」は一週間の平均労働日数が増えると回答が多くなる傾向がみられ、「病児のあずかり」は就業日数が「5日」であると51%、「休日のあずかり」は30%に達する。



■子育ての不安・悩み（子育てと仕事の両立）別にみた仕事を続けるため充実してほしい子どものあずかりサービス（就業している女性）

「子育てと仕事の両立」が不安・悩みであるかどうかにより、子どものあずかりサービスに対するニーズを集計すると、「小学校低学年児のあずかり」「病児のあずかり」「休日のあずかり」「あずかってくれる時間の延長」で回答に差がみられる。

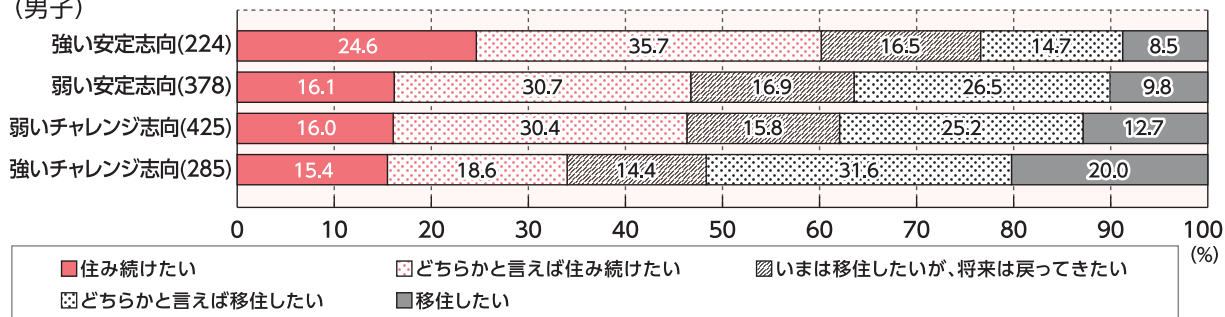


第三群調査(高校生意識調査)

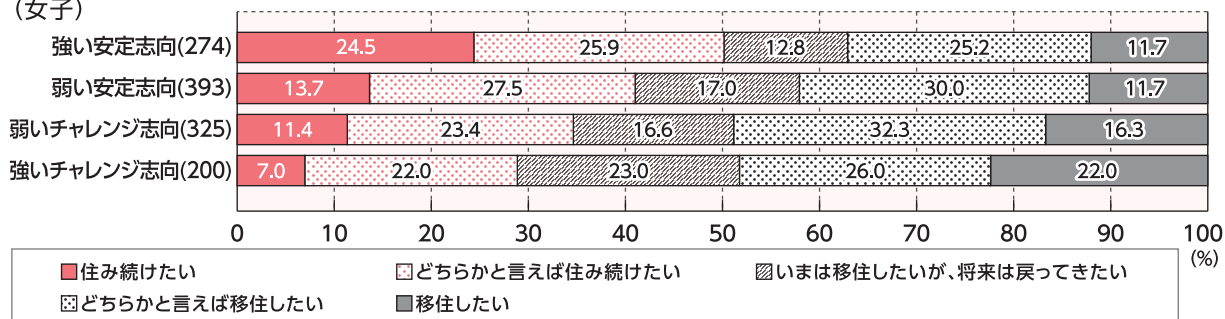
■ライフコースの志向別にみた定住意識

男女とも、安定志向であると「移住したい」は10%程度であるが、「強いチャレンジ志向」では20%を上回り、女子は、チャレンジ志向が強いと、Uターン希望者(将来は戻ってきたいが、いまは移住したい)も多くなる傾向がみられる。

(男子)



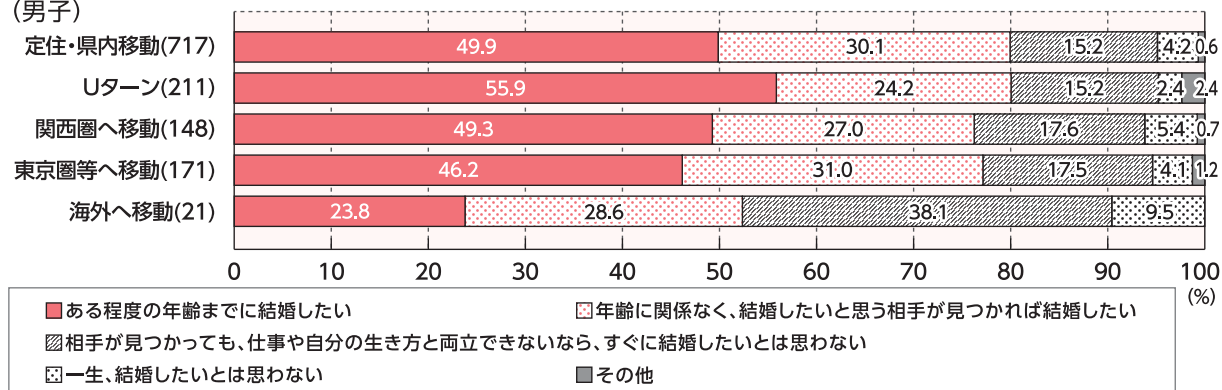
(女子)



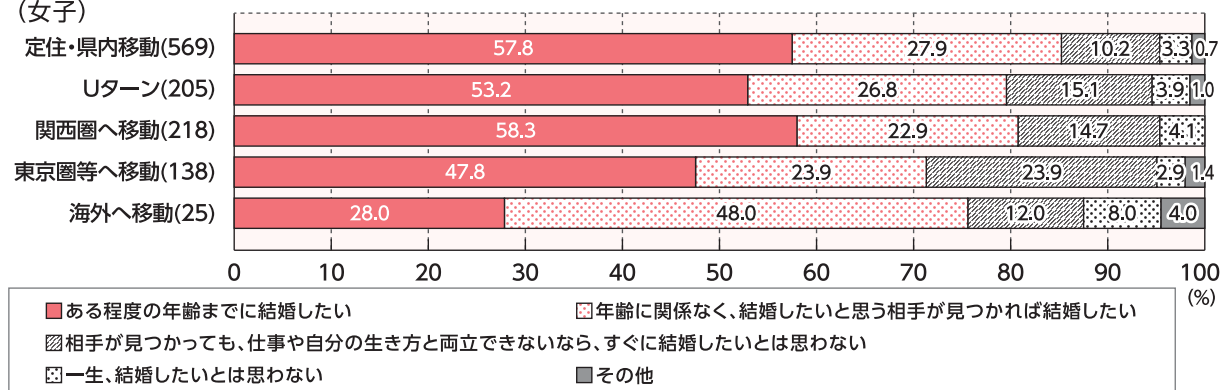
■移住希望地域別にみた結婚意欲

移住希望地別に結婚意欲を集計すると、女子は「定住・県内移動」では「相手が見つかったも、仕事や自分の生き方と両立できないなら、すぐに結婚したいとは思わない」が10%であるのに対して、「関西圏へ移動」では15%、「東京圏等への移動」では24%に増加する。

(男子)



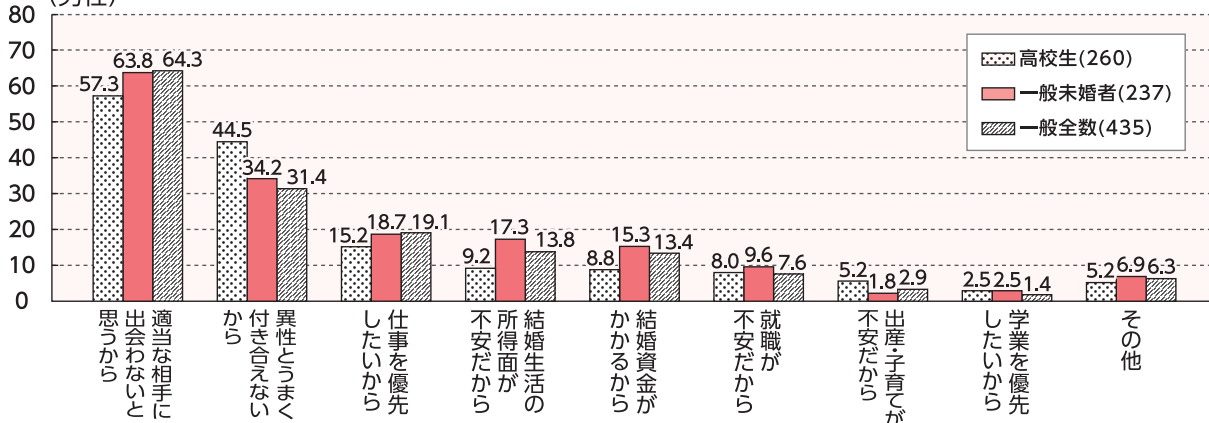
(女子)



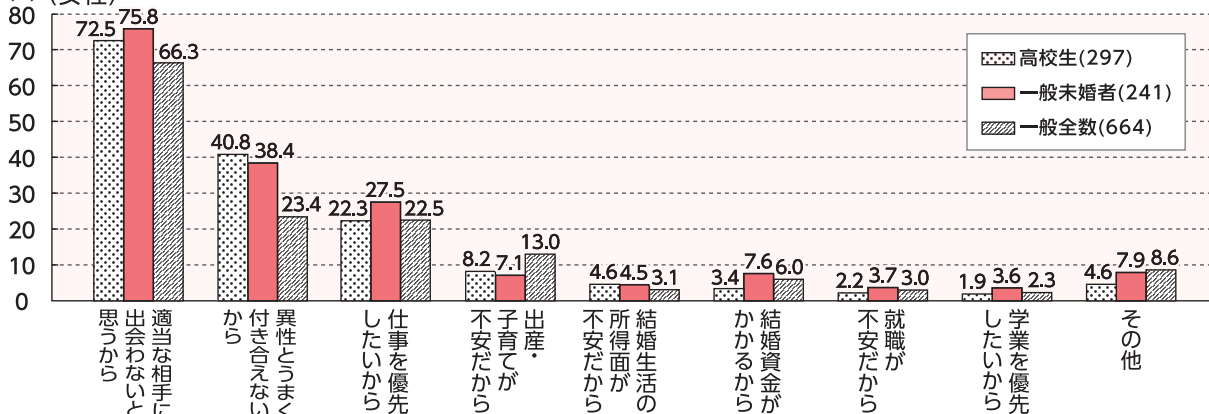
■結婚希望が実現しない理由

高校生が考える結婚希望が実現しない理由は、一般調査と同様に、「適当な相手に出会わないと思うから」と「異性とうまく付き合えないから」の二つが多いが、「適当な相手に出会わないから」は一般よりやや少なく、反対に「異性とうまく付き合えない」が特に男子で一般よりも多くなっている。

(%) (男性)



(%) (女性)

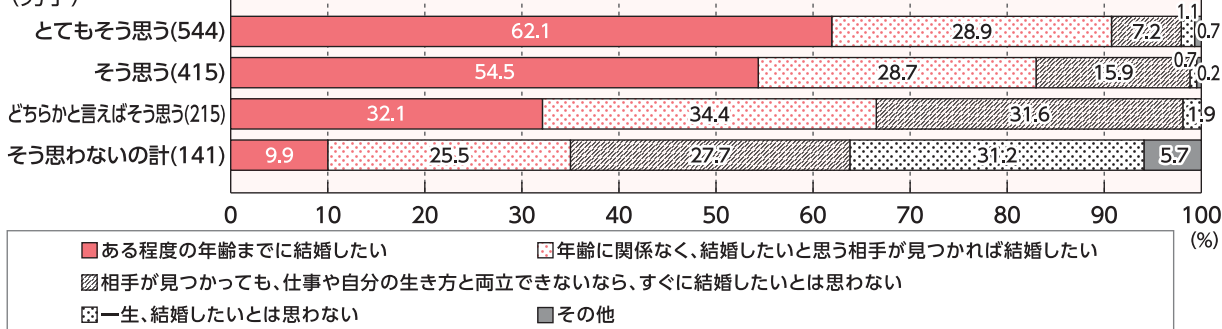


注：それぞれ、県民局別の県立高校生数（二年生・三年生）、20-49歳未婚者人口、20-49歳人口によるウエイトバック集計

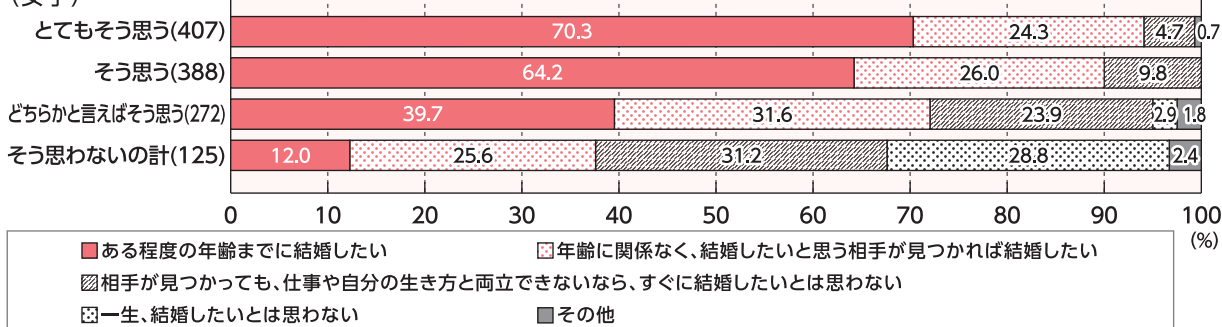
■家族観別にみた結婚についての考え

高校生においても、「結婚は家族を持てるため重要である」という考えを強く持っている者ほど、結婚意欲が強く現れる。

(男子)



(女子)



合計特殊出生率「見える化」分析

<出生率地域格差要因分析>【概要】

岡山県の2015年の合計特殊出生率は1.54であり、全国の1.45を0.09ポイント上回るが、中国地方5県の中では最も低いことから、これらの要因を把握するための分析を行った。

1 合計特殊出生率の要因分析

合計特殊出生率を出生構造（有配偶率と有配偶出生率、母の年齢階層別、出生順位別等）により分解し、影響を与えている要因を明らかにした。

$$\left[\frac{\text{母年齢15～19歳の出生数}}{\text{15～19歳の女性人口}} + \frac{\text{母年齢20～24歳の出生数}}{\text{20～24歳の女性人口}} + \dots \right] \times 5$$

$$\dots + \frac{\text{母年齢45～49歳の出生数}}{\text{45～49歳の女性人口}}$$

$$\text{出生率} = \frac{\text{出生数}}{\text{女性人口}} = \underbrace{\frac{\text{有配偶女性人口}}{\text{女性人口}}}_{\text{有配偶率}} \times \underbrace{\frac{\text{出生数}}{\text{有配偶女性人口}}}_{\text{有配偶出生率}}$$

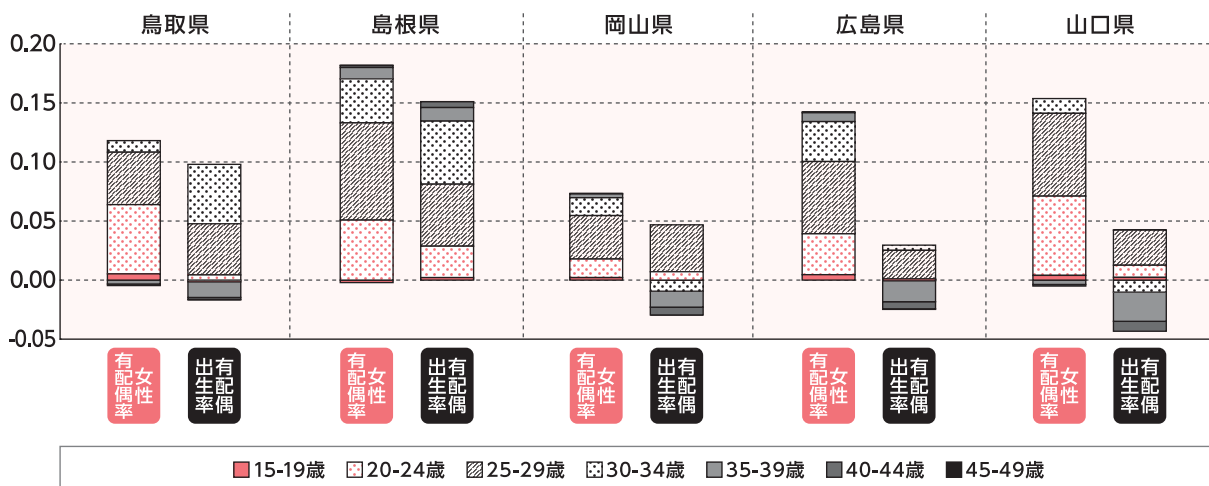
2 分析結果の概要

(1) 合計特殊出生率(2015年)岡山県と中国地方他県との地域差要因分析

合計特殊出生率の地域差（全国値との差）を分析したところ、中国地方の他県との比較では、次のような特徴が明らかとなった。

- 本県の合計特殊出生率が中国5県内で低いのは、20歳代の女性有配偶率が大きな要因である。
- 山陰2県と比較して有配偶出生率が低い。特に、30歳代の有配偶出生率が全国値を下回っている。

■合計特殊出生率地域差の年齢階層別女性有配偶率地域差と年齢階層別有配偶出生率地域差による分解（2015年）

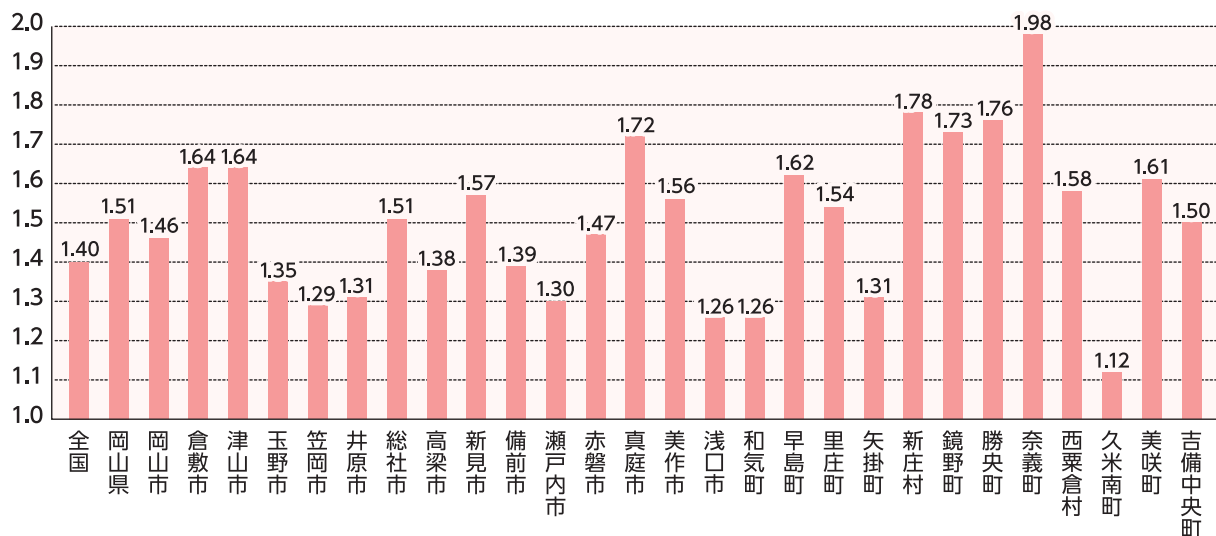


(注) 各県の2本の棒グラフを足し合わせると、合計特殊出生率全体の全国との差になる。

(2) 市町村を対象とした地域格差(2011-2015年の5年間) 要因分析

偶然変動(ある年だけに偶然の要因によって生じる変化)の影響を少なくするため、5年間(2011-2015年)の出生数を集計して合計特殊出生率を算出した。

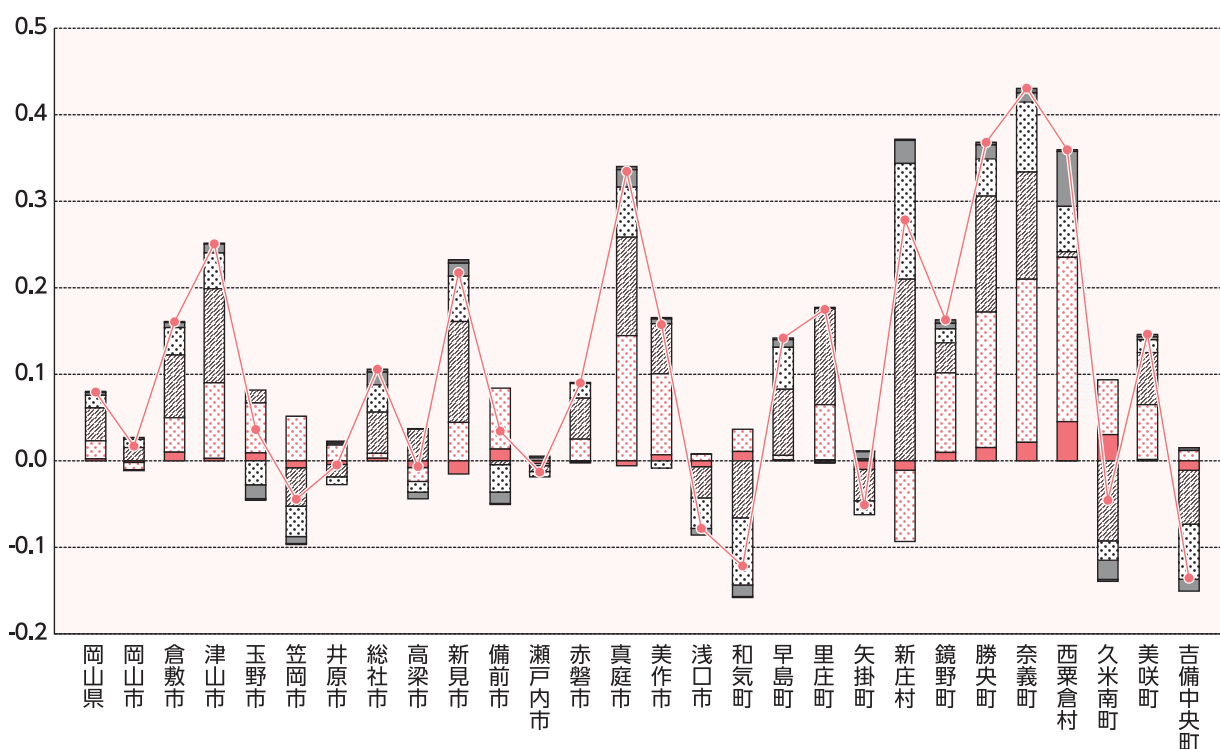
■市町村の合計特殊出生率(2011-2015年)



県内市町村の地域差(全国値との差)を分析したところ、次のような特徴が明らかとなった。

- 有配偶率は、全国に比べると全体として高いが、笠岡市や浅口市、和気町など9市町で全国を下回っており、また、人口の多い岡山市の寄与が小さい。

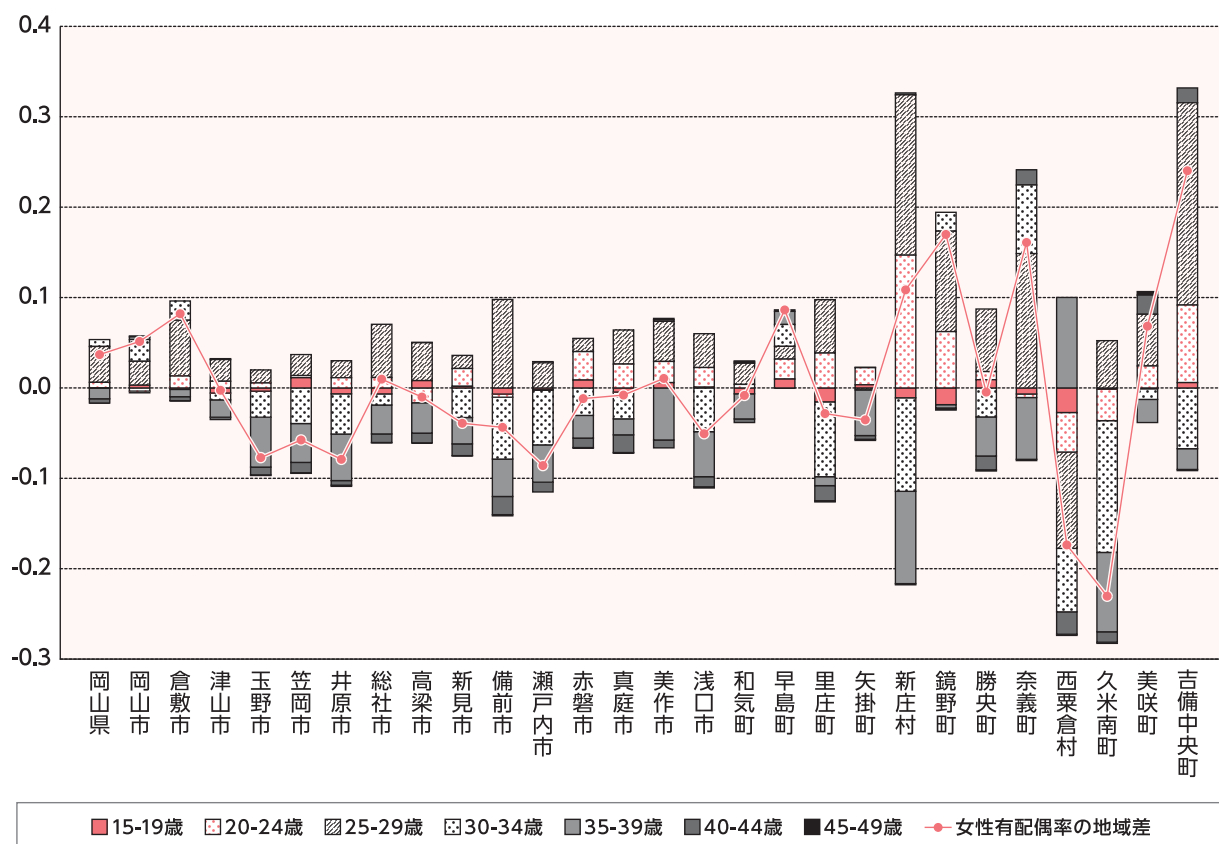
■女性有配偶率地域差の年齢階層別女性有配偶率地域差による分解(2011-2015年)



15-19歳 20-24歳 25-29歳 30-34歳 35-39歳 40-44歳 45-49歳 女性有配偶率の地域差

○有配偶出生率は、岡山市、倉敷市などで全国値よりも高くなっているが、玉野市、笠岡市など17市町村で全国値を下回っており、特に30歳代で全国値を下回っているところが多い。

■有配偶出生率地域差の年齢階層別有配偶出生率地域差による分解（2011-2015年）



(3) 合計特殊出生率に対する社会経済要因等の影響分析結果

県内市町村の有配偶率及び有配偶出生率に対して影響していると考えられる社会経済要因等について、都道府県を対象とした分析と同様に重回帰分析を行った。

市町村の潜在的な地域力を施策に生かすことができるよう、市町村の社会経済特性に関する指標を8指標に縮約化し、これに「女性人口の非学生割合」と「通勤圏人口性比(男/女)」を加え、重回帰分析を行い、市町村別に合計特殊出生率に影響する出生構造や、社会経済特性を「分析シート」にまとめた。

「岡山いきいき子どもプラン2020」ができるまで

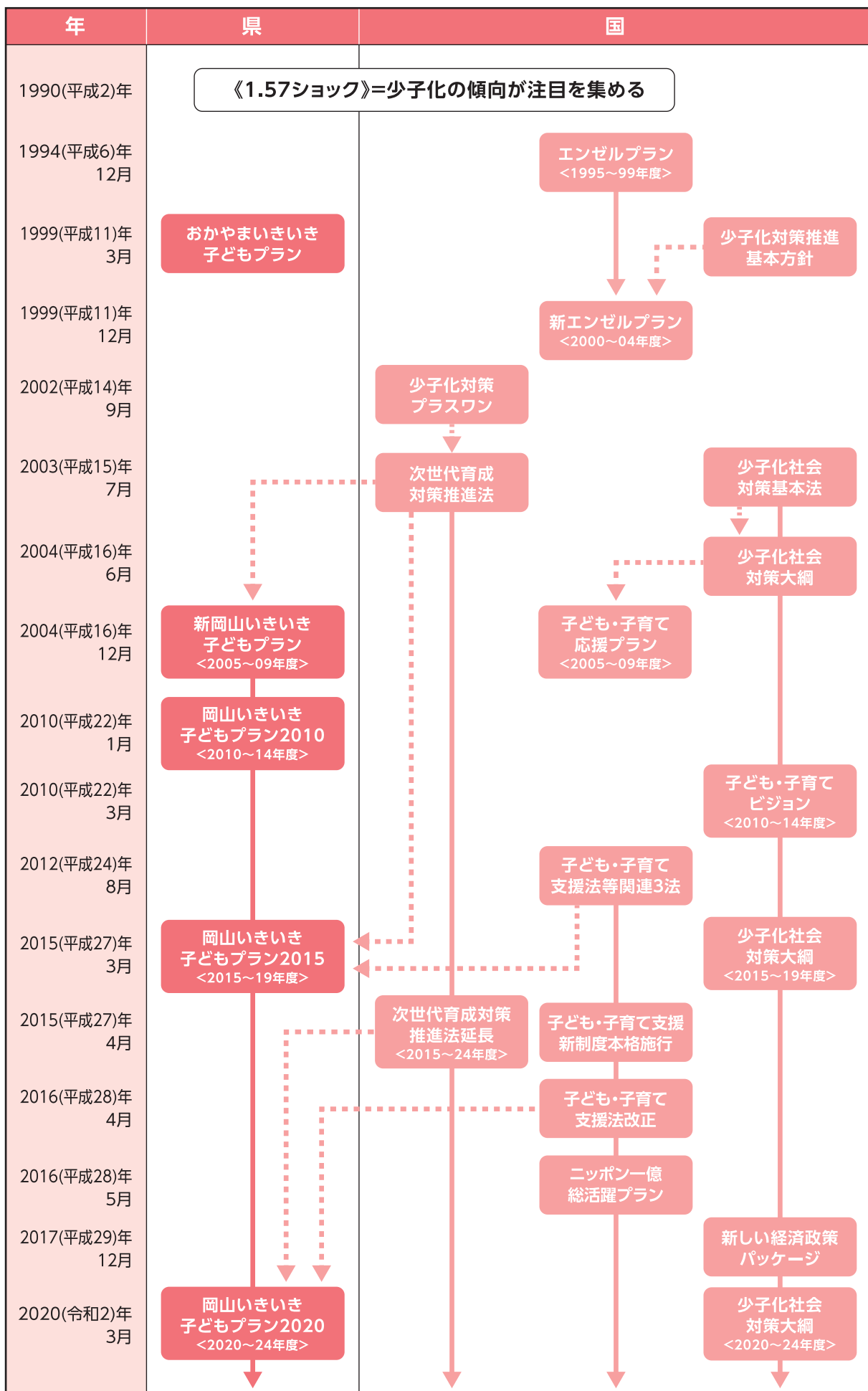
年 月 日		事 項
2018 (平成30)年	9月～12月	結婚、出産、子育てに関する県民意識調査 ・結婚、出産、子育てに関する県民意識調査 ・子育てに関する意識調査(子育て世帯意識調査) ・結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査
2019 (令和元)年	5月24日	第1回岡山県子ども・子育て会議 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」(仮称)骨子案 ・結婚、出産、子育てに関する県民意識調査結果
	8月27日	第2回岡山県子ども・子育て会議 ・「岡山いきいき子どもプラン2015」数値目標の実績報告等 ・県内保育所等の現状 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」(仮称)
	9月27日	岡山県子どもを健やかに生み育てるための 環境づくり推進協議会総会 ・「岡山いきいき子どもプラン2015」数値目標の実績報告等 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」(仮称)
	11月26日	第3回岡山県子ども・子育て会議 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」(仮称)素案
	11月27日 ～12月26日	おかやま県民提案制度(パブリック・コメント)実施
2020 (令和2)年	2月17日	第4回岡山県子ども・子育て会議 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」(案)
	3月18日	政策推進会議 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」策定

子ども・子育て会議委員

(令和元年度 第1回～第4回 岡山県子ども・子育て会議開催時、50音順・敬称略)

団 体 名 等	職 名	委 員 名
岡山NPOセンター	副代表理事	糸山 嘉彦
子育て当事者(公募委員)		奥田 直子
子育て当事者(公募委員)		亀山 誠子
岡山県PTA連合会	会 長	神田 敏和
佛教大学教育学部教育学科／岡山県立大学	教授／名誉教授	佐藤 和順
日本青年会議所中国地区岡山ブロック協議会	会 長	清板 義永(～R1.12) 滝澤 十 (R2.1～)
鏡野町保健福祉課	課 長	武本 吉正
日本労働組合総連合会岡山県連合会	副会長	鳥越 範博
総社市保健福祉部こども課	課 長	中村 敏恵
岡山大学全学教育・学生支援機構	准教授	中山 芳一
岡山県児童養護施設等協議会	副会長	則武 直美
岡山県保育協議会	会 長	服部 剛司
岡山県私立幼稚園連盟	理事長	光岡 美恵子
岡山経済同友会明日の人材委員会	副委員長	山口 哲史
岡山県愛育委員連合会	副会長	山下 芳枝

県及び国の少子化対策・子育て支援計画等の推移



子ども・子育て支援法(抄)

(平成24年法律第65号)
最終改正:令和元年10月1日

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則(第八条)

第二節 子どものための現金給付(第九条・第十条)

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則(第十一条―第十八条)

第二款 教育・保育給付認定等(第十九条―第二十六条)

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給(第二十七条―第三十条)

第四節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則(第三十条の二・第三十条の三)

第二款 施設等利用給付認定等(第三十条の四―第三十条の十)

第三款 施設等利用費の支給(第三十条の十一)

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設(第三十一条―第四十二条)

第二款 特定地域型保育事業者(第四十三条―第五十四条)

第三款 業務管理体制の整備等(第五十五条―第五十七条)

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表(第五十八条)

第二節 特定子ども・子育て支援施設等(第五十八条の二―第五十八条の十二)

第四章 地域子ども・子育て支援事業(第五十九条)

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業(第五十九条の二)

第五章 子ども・子育て支援事業計画(第六十条―第六十四条)

第六章 費用等(第六十五条―第七十一条)

第七章 子ども・子育て会議等(第七十二条―第七十七条)

第八章 雑則(第七十八条―第八十二条)

第九章 罰則(第八十三条―第八十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則

(子ども・子育て支援給付の種類)

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則

(子どものための教育・保育給付)

第十一条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

(報告等)

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等)

第十五条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とす

る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第七章 子ども・子育て会議等

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二条第四項、第十二条(第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続(第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関(以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。))の意見を聴く部分に限る。)、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。)、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関(次号において「都道府県合議制機関」という。))の意見を聴く部分に限る。に係る部分を除く。及び第十三条の規定 公布の日
- 二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条(第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。)、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))

分に限る。)、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定 平成二十五年四月一日

三 附則第十条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日

四 附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前の政令で定める日(検討等)

第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。(保育の需要及び供給の状況の把握)

第四条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

次世代育成支援対策推進法(抄)

第一章 総則(第一条—第六条)

(平成15年法律第120号)

最終改正:平成29年3月31日

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針(第七条)

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画(第八条—第十一条)

第三節 一般事業主行動計画(第十二条—第十八条)

第四節 特定事業主行動計画(第十九条)

第五節 次世代育成支援対策推進センター(第二十条)

第三章 次世代育成支援対策地域協議会(第二十一条)

第四章 雑則(第二十二条・第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条—第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。))のっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念ののっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県の助言等）

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表

しなければならない。

- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十四条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十五条の四第一項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画(その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。)を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十五条の三 前条の認定を受けた認定一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならない。
- 3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十五条の四 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条の五 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の二の認定を取り消すことができる。

- 一 第十五条の規定により第十三条の認定を取り消すとき。
- 二 第十五条の二に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十五条の三第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、特例認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(以下この項及び次項において「中小事業主」という。)が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働

働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第四節 特定事業主行動計画

- 第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
 - 6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

- 第二十条** 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。
- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
 - 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
 - 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

- 第二十一条** 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

附 則 抄

（施行期日）

- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二條第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二條第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であつた者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

母子及び父子並びに寡婦福祉法(抄)

(昭和39年法律第129号)
最終改正：平成28年6月3日

第一章 総則(第一条—第十条の二)

第二章 基本方針等(第十一条・第十二条)

第三章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三条—第三十一条の五)

第四章 父子家庭に対する福祉の措置(第三十一条の六—第三十一条の十一)

第五章 寡婦に対する福祉の措置(第三十二条—第三十五条の二)

第六章 福祉資金貸付金に関する特別会計等(第三十六条・第三十七条)

第七章 母子・父子福祉施設(第三十八条—第四十一条)

第八章 費用(第四十二条—第四十五条)

第九章 雑則(第四十六条・第四十七条)

第十章 罰則(第四十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

- 2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

- 2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

(関係機関の責務)

第三条の二 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に定める児童委員、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十五条第一項に規定する婦人相談員、児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

- 2 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他父子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、第三十一条の七第一項、第三十一条の九第三項又は第三十一条の十一第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他父子家庭の支援を行う関係機関は、父子家庭の父及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

- 3 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他寡婦の福祉に関する機関、第三十三条第一項、第三十五条第三項又は第三十五条の二第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他寡婦の支援を行う関係機関は、寡婦の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

(自立への努力)

第四条 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

(扶養義務の履行)

第五条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

- 2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務

の履行を確保するように努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本指針)

第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条第四項ただし書の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律(抄)

(平成25年法律第64号)
最終改正：令和元年6月19日

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本的施策(第八条—第十四条)

第三章 子どもの貧困対策会議(第十五条・第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

母子保健計画について

雇児発0617第1号平成26年6月17日

母子保健対策については、平成8年度より、住民に必要な母子保健サービスを適切に提供できるよう、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた母子保健計画の策定、概ね5年を計画期間とした見直しを通じて、効果的な母子保健施策の推進を図っているところである。

他方、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行される予定であるとともに、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が10年間延長されることとなり、母子保健対策についても、これらの動向等を踏まえる必要がある。また、「少子化危機突破のための緊急対策」（平成25年6月7日少子化社会対策会議）や「社会保障制度改革国民会議～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」（同年8月6日同会議）でも指摘されているように、近年の妊娠婦や子育て世帯を取り巻く環境の変化等を踏まえ、子育て支援の充実に加え、妊娠・出産支援の充実に図るとともに、妊娠・出産・子育てへの継続的支援を提供することができる体制づくりが求められている。

こうした中で、「健やか親子21（第2次）」について 検討会の報告書の送付、及びこれを踏まえた取組の推進について」（平成26年5月13日雇児発0513第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で示したとおり、母子保健対策の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子21」について、これまでの取組の評価を行うとともに、今後の取組の方向性等を「健やか親子21（第2次）」としてとりまとめたところである。

同報告書においては、取組の評価を踏まえた母子保健分野における課題等が示されるとともに、地域間の健康格差の解消のために、母子保健計画等において計画期間と達成すべき具体的課題を明確にした目標の設定が必要であることや、母子保健事業を評価する仕組みの必要性等が指摘されている。こうした「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ、今般、母子保健計画の策定に当たり参考になるものとして、別紙のとおり母子保健計画策定指針をお示しすることとした。

各地方公共団体については、上記の趣旨を踏まえ、同指針の内容を御了知いただくとともに、今後の母子保健計画の策定又は見直しの際に参考とされたい。併せて、同計画の策定等に当たっては、他の関係する計画との整合性を確保するとともに、医療、福祉、教育等の関係行政機関、関係団体等との連携に努めるよう留意されたい。

岡山県子ども・子育て会議条例

平成25年10月4日
岡山県条例第58号

（設置）

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（平二六条例七〇・一部改正）

（組織）

第二条 子ども・子育て会議は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十三条に規定する教育及び保育等に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

（平二六条例七〇・一部改正）

（任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第四条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第六条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、会長の命を受け、当該専門の事項を調査する。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第七条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とすることができる。
- 7 第五条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第八条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第九条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第七〇号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

岡山県子どもを虐待から守る条例

平成27年12月25日
岡山県条例第78号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 予防(第十二条)

第三章 早期発見及び早期対応(第十三条—第十七条)

第四章 援助、指導及び支援(第十八条—第二十条)

第五章 人材の育成等(第二十一条—第二十四条)

附 則

子どもは社会の宝、活力の源、未来への希望であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務である。しかし、核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力が低下し、子どもの虐待が複雑・深刻化している。

子どもに対する虐待は、著しい人権の侵害であり、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであり、決して許されないことである。

こうした認識に立ち、虐待防止体制を充実し、早期発見から再発防止を図るとともに、虐待を受けた子どもに対し適切な援助等を行い、その健やかな成長を支え、虐待の連鎖を断つことを目指し、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、保護者等が一体となって、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)第二条に規定する児童をいう。

二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。

三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他の業務上子どもの福祉に関係のある機関及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士その他の職務上子どもの福祉に関係のある者をいう。

(基本理念)

第三条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、決して許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益が考慮されなければならない。

3 子どもを虐待から守るための取組は、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策(以下「児童虐待防止施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する児童虐待防止施策を支援するよう努めなければならない。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、児童虐待防止施策の推進に努めるとともに必要な体制を整備し、県及び関係機関等との連携に努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、虐待のない地域づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する児童虐待防止施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第七条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう努めなければならない。

(関係機関等の役割)

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるものとする。

2 関係機関等のうち医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、子育てに関する保護者への助言等による虐待の予防に努めるものとする。

(連携及び協働)

第九条 県は、児童虐待防止施策の実施に当たっては、市町村、県が設置する保健所、児童相談所、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)、警察本部(警察署を含む。以下同じ。)及び関係機関の連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等並びに地域において子どもの家庭的養護を担う里親及び里親の会のほか、虐待を予防する活動に取り組む団体の協力を求めるものとする。

(行動計画)

第十条 知事は、毎年度、県が重点的に取り組むべき児童虐待防止施策に関する行動計画を策定するとともに、その実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 知事は、前項の行動計画の策定に当たっては、関係機関等に対し、児童虐待防止施策に関する必要な報告を求めることができる。

(啓発活動)

第十一条 県は、子どもの虐待に関する県民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第二章 予防

第十二条 県は、虐待予防に資するため、妊婦及びその家族に対する相談対応の実施、子育て家庭に対する情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

2 県は、虐待予防に資するため、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業その他の市町村(岡山市を除く。第二十三条において同じ。)及び関係機関等が行う子育て支援に関する業務について、必要な支援を行うものとする。

第三章 早期発見及び早期対応

(早期発見)

第十三条 県は、虐待を早期に発見することができるよう、虐待を受けた子ども(虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下この章において同じ。)を発見した者が通告しやすく、かつ、虐待を受けた子どもに係る家族その他の者が相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(通告に係る対応等)

第十四条 児童相談所長(県が設置する児童相談所の長に限る。以下同じ。)は、虐待を受けた子どもを発見した者から通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、当該通告を受けてから少なくとも四十八時間以内に面会その他の手段により当該子どもを直接目視することを原則とした法第八条第二項の安全の確認を行うための措置(以下「安全確認措置」という。)を講ずるものとする。

2 虐待を受けた子どもの保護者及び同居人は、安全確認措置に協力しなければならない。

3 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、市町村の職員、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、虐待を受けた子どもが生活する住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のためにその協力が必要な者に対し、協力を求めるものとする。

4 前項の規定により児童相談所長から協力を求められた者は、安全確認措置に協力するよう努めるものとする。

(通告等に係る体制の整備等)

第十五条 県は、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、虐待を受けた子どもに係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に必要な配慮をしなければならない。

(安全の確認及び確保に関する協力)

第十六条 知事は、法第九条第一項の規定による立入調査等、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をさせるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

2 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を加えるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第十七条 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、保健所、児童相談所、福祉事務所、警察本部その他の県の関係機関(以下この条において「県の関係機関」という。)、市町村及び関係機関等との間並びに県の関係機関相互間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

第四章 援助、指導及び支援

(虐待を受けた子どもに対する援助)

第十八条 県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるようにするとともに、虐待を受けた子どもの心身の回復を図るため、虐待を受けた子どもに対し、保健、医療、福祉、教育等の専門家の連携により、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。

（虐待の連鎖を断つ援助）

第十九条 県は、虐待を受けた子どもが親となったとき、虐待を行うことのないよう、その成長過程において適切な予防的ケアを受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもの保護者が良好な家庭環境を形成することができるよう、当該保護者に対し、親子の再統合に向けた必要な指導及び援助を行うものとする。

3 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設等において子どもたちがより家庭的な環境で生活できるよう施設職員の資質向上に取り組むものとする。

4 県は、家庭的養護を推進するため、里親制度の普及啓発を図るとともに、養育里親又は専門里親の養成、一時里親制度の充実等に努めるものとする。

（子ども自身による安全確保への支援）

第二十条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、子どもに対し、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

第五章 人材の育成等

（人材等の育成）

第二十一条 県は、市町村及び関係機関等において子どもを虐待から守ることに寄与する人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。

2 県は、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、当該活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

（調査研究）

第二十二条 県は、子どもを虐待から守る取組をより効果的に推進するための方策について調査研究を行うものとする。

（要保護児童対策地域協議会への支援）

第二十三条 県は、市町村が設置する児童福祉法第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

（財政上の措置等）

第二十四条 県は、児童虐待防止施策を推進するため必要な財政上の措置及び体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。